

論 説

債権譲渡ファイナンスの法と経済学

高 橋 正 彦

1. はじめに

1.1 債権譲渡形態の金融取引の意義と重要性¹⁾

私法（民法・財産法）上の基本概念として、特定人（債権者）が他の特定人（債務者）に対して、一定の行為（給付）を請求することを内容とする権利を債権²⁾、それに対応する義務を債務といい、債権・債務を包括する法律関係を債権債務関係と呼ぶ。債権の発生原因としては、当事者間の意思表示の合致によって成立する法律行為である各種の契約が最も重要であり、その他に不法行為、事務管理、不当利得などがある。

経済的取引の客体を目的とする権利である財産権のなかで、債権は物権とともに主要なものである。これらのうち、所有権などの物権が、権利者が現存の財貨を直接に支配する、人と財貨との関係（物に対する権利）であるのに対し、債権は、他人（債務者）の行為を介して、将来において財貨を獲得する、人ととの関係（人に対する権利）と構成される。

法制史上、古くローマ法においては、債権債務関係は、債権者と債務者を結ぶ法鎖（juris vinculum）ないし紐帶であり、個人的な関係である債権債務関係を変更することはできないとされていた。そのため、同関係の当事者を変更するためには、既存の債権を消滅させると同時に、それに代わる新たな債権を成立させる契約である更改（novation）によるほかなかった。

しかし、近代にかけて、経済取引が発達するにつれて、法鎖としての債権債務関係の個性が希薄化するとともに、債権の効力を確実なものとするために、法制整備が行われ、債権自体が没個性的な財産権として、独立の価値を認められるようになった。これに伴い、債権債務関係の当事者を変更する社会的・経済的要請が高まり、法制度上も、そうした要請が反映されるようになった。例えばドイツ法では、債権者の変更である債権譲渡や、債務者の変更である債務引受けが規定されているが、それらのなかでも、特に重要な意義を有するのが債権譲渡である。

債権譲渡（assignment of an obligation）は、売買、贈与、代物弁済、譲渡担保、信託などによって、債権者が、債務者に対する債権を、同一性を維持したまま債権譲受人に移転し、新債権者となった譲受人の債務者に対する債権とすることをいう。債権譲渡自体は、債権の帰属を移転することを直接の目的とする法律行為であり、有体財産（動産・不動産）に係る所有権移転等の物権変動を目的とする物権契約に類似しているため、準物権契約ともいわれる。これは、こうした譲渡を目的とする債権債務の発生を直接の目的とする、前述の売買等の債権契約とは

観念的に区別される。

債権譲渡に関しては、我が国の現行民法では、第3編「債権」・第1章「総則」・第4節「債権の譲渡」(第466条～第473条)で規定されている。民法学の講学上では、債権譲渡は、債権総論と呼ばれる分野(前述の第1章「総則」にはほぼ相当)における重要な論点となっている。

現行民法は、欧州大陸法(ドイツ法、フランス法等)に主な淵源を有する。債権譲渡については、フランス民法の流れを汲み、物権変動の場合と同様、意思主義と対抗要件主義をとっている³⁾。すなわち、当事者(旧債権者・譲渡人と新債権者・譲受人)間では、準物権契約である債権譲渡のみによって、債権が有効に移転するが、その効力を第三者に主張(対抗)するためには、不動産に係る物権変動の場合の登記などと同様に、そのための法律要件である対抗要件が必要となる。

前述のとおり、現行民法上、指名債権(手形債権等の指図債権や、無記名債権などの証券的債権と異なり、債権の発生・行使・移転等において証券との結合がなく、かつ債権者が特定している債権)は、原則として譲渡可能であるが、当事者間の合意(譲渡禁止特約)により、譲渡を制限できる(ただし、その意思表示は善意の第三者に対抗できない)とされている(民法第466条)。

現行民法の制定(1896年<明治29年>)の際には、債権債務関係の当事者の変更に関して、貸付債権の高利貸や取立屋への譲渡の懸念など、個人的側面と財産的側面を反映した議論があつた⁴⁾。それらの妥協の産物として、債権譲渡に関しては、前述の意思主義と対抗要件主義に立脚した規定が置かれたものの、その自由譲渡性について、譲渡禁止特約による一定の制限が課された。こうした譲渡禁止特約を条文上認めるのは、主要国の中の民法の立法例としては、少数派に属する。

一方、そうした債権の譲渡性や第三者弁済に慎重な立法当時の議論を反映して、債務引受けについては規定されなかった。また、契約上の当事者の権利義務関係を包括的に移転・譲渡する合意である、契約上の地位の移転(契約譲渡)についても規定されなかった。このように、債権債務関係の当事者の変更に関する民法の規定は、比較法的にみて中間的、あるいはやや不徹底なものとなっている⁵⁾。

指名債権譲渡の場合、債務者に対する対抗要件(債務者対抗要件、または権利行使要件⁶⁾)として、旧債権者(譲渡人)から債務者への通知、または債務者の承諾が定められており、債務者以外の第三者に対する対抗(第三者対抗要件)ためには、さらに、この通知または承諾が、確定日付のある証書(公正証書、公証人役場または登記所で日付のある印鑑を押捺した私署証書、内容証明郵便等)をもって行われることを要する(民法第467条)⁷⁾。

こうした民法の対抗要件制度は、債務者にインフォメーション・センター(公示機関)としての役割を果たさせることにより、債権譲渡の事実が公示されることを想定したものである。債務者対抗要件と第三者対抗要件では、本来、それぞれ機能が異なるが、通知・承諾を共通して定める民法の規定の構造上、両対抗要件は不可分に結び付いており、例えば、第三者対抗要件が具備されている場合には、債務者対抗要件も必ず具備されていることになる⁸⁾。

金銭債権は、金銭の給付を目的とする債権であり、通常は、一定額の金銭の給付を目的とする債権(金額債権)を指す。ここでの金銭は、財貨の交換の媒介物として、法律により一定の価格を与えられた物であり、経済的には現金通貨(銀行券・貨幣)に相当する⁹⁾。指名債権形態の金銭債権である指名金銭債権は、例えば、民法上の典型契約(法律にその名称と内容が規

定されている契約類型）である売買、賃貸借、請負、委任、雇用など、様々な契約に基づいて発生する。とりわけ、多岐にわたる金融取引に伴って発生する金銭債権は、種々の金融商品・資産として、現代の経済・社会において、極めて重要な役割を果たしている。

経済学（金融論）の観点から、金融（ファイナンス）とは、「自己の利益とリスクにより、資金または購買力を他者に融通または移転する、異時点間の資金取引」と定義できる。資金を融通する貸し手ないし与信者からみれば、借り手ないし受信者の依頼を受けて、その信用（債務不履行）リスク等の諸リスクを負いながら、自己の購買力を移転することになる。こうした購買力移転の対価として、貸し手が借り手から受け取る利益が金利（利息）である。

代表的な貯蓄性の金融商品・資産である銀行預金は、法的にみると、民法上の典型契約である（金銭）消費寄託契約に基づく、預金者（債権者）の銀行（債務者）に対する指名金銭債権である。また、銀行貸出は、同様に、（金銭）消費貸借契約に基づく、銀行（債務者）の借り手（債務者）に対する指名金銭債権である。預金金利と貸出金利は、各契約に基づく対価として定められる、元本に対する法定果実とされる。こうした金銭債権・債務関係は、金融取引（この場合は銀行預金・貸出による間接金融仲介）の法的・経済的な帰結である。なお、企業会計（貸借対照表＝バランスシート）上では、自己が保有する金銭債権は資産、金銭債務は負債として認識されることになる。

一方、指名債権に限らず、民法に対する特別法である手形法（1932年制定）に基づく手形債権、同じく電子記録債権法（2008年12月施行）に基づく電子記録債権などを含め、金銭債権の譲渡は、大半の場合、対価・利益とリスクを伴う金融資産ないしキャッシュフローの移転による信用の授受という意味で、それ自体、金融取引の性格を有する¹⁰⁾。

前述のとおり、金銭債権は金銭の給付を受ける権利であり、金融は資金または購買力（その中核は金銭）の融通・移転であるから、法的な概念である金銭債権譲渡を経済的な側面からみれば、固定した資金を流動化する機能を有しており、それが金融取引に相当することは、定義上、当然のことともいえる。しかし、この点に関して、法律学（民法・商法ないし金融法）、経済学（金融論）の両研究分野においても、ほとんど自明のことと認識されているせいか、あらためて正面から深く議論されることは少ない¹¹⁾。

これに関連して、前述のように定義される金融について、購買力の融通・移転の態様に着目すると、①移転型金融（貸借、出資）、②留保型金融（売掛、分割払い＜割賦・信販＞、クレジットカード、リース）、③補完型金融（保証）、④派生型金融（デリバティブ、金銭債権譲渡）などに分類することができる¹²⁾。

派生型金融のうち、先物、オプション、スワップ等のデリバティブ（金融派生商品）は、本来、市場（価格変動）リスクを回避（ヘッジ）するための金融手段であり、現物取引から派生する取引である。一方、金銭債権譲渡は、後述の債権譲渡担保や流動化・証券化などの形態を問わず、先行する企業・金融取引に伴って発生した、売掛債権、貸付債権、リース債権、クレジット債権等の金銭債権を譲渡することによって、再度の信用授受を行う（元の与信者が新たに受信者となり、金銭債権を現金化する）取引である。その意味で、これらは、やはり先行する取引から派生する金融取引といえる。

金銭債権譲渡の形態をとる具体的な金融取引として、様々な取引が行われている。例えば、①債権者が負担している他の債務の弁済（代物弁済）として行われる債権譲渡、②ファクタリング（企業の売掛債権等の指名金銭債権を金融機関が弁済期前に買い取り、債権者に信用供与

を行い、当該債権者は投下資本を回収するという、債権買取)¹³⁾、③手形割引（期限未到来の約束手形を銀行等が買い取ることによる、手形の受取人に対する信用供与）¹⁴⁾、④シンジケート・ローン（複数の銀行等の金融機関が、幹事行の下で協調融資団を組成し、同一条件で実行する貸付等の大型信用供与）等の貸付債権の流通市場での売買（ローン・セール）¹⁵⁾、⑤バルクセール（不良債権処理の目的で、不動産担保等とともに、複数の貸付債権を相対・入札方式で一括売却する手法）¹⁶⁾、⑥第三者（サービスサー）に金銭債権の管理・回収（サービシング）を行わせるために、債権譲渡の形態をとる取引、⑦金銭債権の譲渡担保（信用強化のために、債務者に属するある財産権＜この場合は金銭債権＞を一旦債権者に移転させ、債務者が債務を弁済したときにそれを返還するという形式の物的担保で、民法に規定のない非典型担保）、⑧金銭債権の流動化・証券化（多数の金銭債権をS P V＜特別目的媒体＞に一括して真正譲渡し、それらを裏付けとして組成した金融商品である流動化・証券化商品を投資家に販売）などが挙げられる。

上記のような様々な金銭債権譲渡形態の金融取引は、いくつかの類型に分類することができる。すなわち、上記①は債権回収機能（債権譲渡が他の債権の回収手段として機能）、②・③・④・⑤は発展型）は換価機能（金銭債権を弁済期前に売却して現金化）、⑥は取立て機能（金銭債権の取立てのために第三者に債権を譲渡）、⑦は担保機能（財産としての金銭債権を担保に提供するために債権譲渡を利用）、⑧は資金調達機能（換価機能に類似するが、元の金銭債権自体を投資家に譲渡するのではなく、多額の債権を加工・小口化＜有価証券化を含む＞し、投資家に転売することによって資金調達を行う、より進化した形態のアセット・ファイナンス＜資産金融＞の手法）といった、債権譲渡の現代的な諸機能を実現するための代表的な取引事例といえる。このように、我が国でも既に、金銭債権譲渡は、資金の一層の流動化を伴いながら、金融取引の多様な局面で重要な地位を占めるに至っている。

さらに、近年では、債権譲渡のフロンティアとして、既発生の債権だけでなく、将来債権、すなわち将来発生すべき債権としての金銭債権の譲渡取引も、広く行われるようになっている。ここで、将来債権の意義と範囲に関して、現行法令上の定義はなく、一義的な概念にはなっていない。一般的に、①発生原因は存在するが未発生の債権、②発生原因も存在しない債権は含まれるが、③条件付債権と④期限付債権が含まれるかどうかについては、見解が分かれている。

こうした将来債権譲渡の普及により、金銭債権を活用した資金調達等のファイナンス手法が拡大・多様化してきている。その反面で、将来債権譲渡をもともと明示的に想定・規定していなかった現行民法等の法制度の下で、理論・実務上、重要な論点がいくつか浮上しており、後述するように、現行法の解釈論としてだけではなく、これまで進められてきた民法（債権法）改正をめぐる検討・審議のなかでも、大きな争点となってきた。

1.2 本稿の問題意識と構成

前述したように、従来、金融取引としての債権譲渡に関して、正面から議論されることは少なかった。金銭債権譲渡の形態をとる多様な金融取引を対象に、相互比較・考察を行う本格的な先行研究もほとんどみられず、こうした論点は、法律学と経済学の専門分化の反面で、その境界領域の隙間に落ち込み、意外な盲点となっているよう窺われる。

そうした状況の下で、①近年、将来債権譲渡を含め、債権譲渡形態の金融取引が多様化していること（前述）、②最近、中小企業金融などの分野で、政策当局が債権譲渡を活用した新たな資金調達手段を推進していること（後述）、③現在、企業決済等の分野で、電子記録債権の

利用が拡大していること（後述）、④民法（債権法）改正をめぐる審議のなかで、将来債権譲渡を含む債権譲渡に関する論点が注目されてきたこと（前述）などに示されているように、我が国の金融システムにおいて、債権譲渡形態の金融取引の重要性が一層高まりつつある。

そこで、本稿では、金銭債権譲渡の形態をとる様々な金融取引の総称として、「債権譲渡ファイナンス」(finance by assignment of obligations) という、新たな上位概念の定立を提案したい。先端的な金融技術である前述の資産（債権）流動化・証券化は、米国発のサブプライムローン問題やリーマン・ショック（2008年9月）等を経て拡大した、「100年に1度」とも言われる世界金融危機や、日本銀行による異次元の量的・質的金融緩和（QQE）の影響などから、我が国でも依然として逆風を受けている。一方、債権譲渡ファイナンス全体に視野を広げると、かなり異なる様相が見えてくるはずである。

そのうえで、様々な債権譲渡ファイナンスに関して、①債権譲渡人が民間企業か（さらに大企業か中小企業か）公的機関か、②対象債権が指名金銭債権か手形債権か電子記録債権か、③対象債権が既発生債権か将来債権か、両者の混合か、④債権譲渡が真正譲渡（売買）か（実質）担保取引か、⑤債権譲受人がSPVかそれ以外かなど、多様な切り口により、横断的・包括的に考察するという問題意識を明確化したい。

以下における本稿の構成としては、我が国での債権譲渡ファイナンスの展開をめぐって、①債権譲渡取引の変容と立法・判例の進展、②将来債権を活用した新たな金融取引、③債権流動化・証券化における倒産隔離性の要件の拡張、④民法（債権法）改正と債権譲渡に関する問題点、⑤債権譲渡ファイナンスにおける信用リスクの問題、という視点ないし座標軸から、論点整理と検討を行う。さらに、債権譲渡ファイナンスに関連する最新の論点として、⑥電子記録債権による債権譲渡取引に特有の問題や、⑦民法（債権法）改正におけるファイナンス・リース契約の法制化についても、それぞれ検討を加える。

こうした検討を通じて、本稿では、債権譲渡ファイナンスの可能性と検討課題などに対しても、理論と実務、法と経済の両面から、学際的なアプローチを試みることにより、いわば「債権譲渡ファイナンスの法と経済学」を展望したい¹⁷⁾。ただ、「法と経済学」(law and economics) とはいっても、社会科学のなかで、法律学と経済学の間には強い緊張関係があり、とりわけ、私法の基本である民法学は、経済学とあまり親和的でないようにみえる。本稿は、こうした現状に一石を投じ、民法学（債権総論）と金融論（ファイナンス論）という、水と油のような両分野を発展的に止揚（アウフヘーベン）しようとする、筆者独自の野心的な試みへの一歩でもある^{18) 19)}。

2. 債権譲渡取引の変容と立法・判例の進展

2.1 債権譲渡取引の変容²⁰⁾

前述したように、我が国では従来、金銭債権譲渡は、①債権回収機能、②換価機能、③取立て機能、④担保機能、⑤資金調達機能など、多様な機能を有する金融取引として、広く利用されてきた。

ただ、1980年代後半のバブル経済の頃までは、一般に、債権譲渡取引は、経営危機に瀕した企業が行うものという、根強い偏見があった。企業が有する資産のうち、売掛債権の金額は土地に匹敵する総量があったにもかかわらず、債権譲渡担保などは、不動産担保等が不足する場

合にやむなく設定される、「添え担保」的な位置付けにとどまっていた。

実際に、その頃の債権譲渡をめぐる係争の多くは、譲渡人の債務不履行等に起因する、資産状態の悪化時に債権譲渡が行われた事案であったため、そうした紛争は、金銭債権の多重譲渡や、譲渡と差押え（民事執行や租税滞納処分など、特定の有体物や権利について、国家権力により、私人の処分を禁止すること）の競合というかたちで現れた。その結果、当時の債権譲渡に関する判例法理は、危機対応型の金銭債権譲渡を中心に形成されることになった。それでも、こうした判例の進展のなかで、債権譲渡に関する学説・判例上の議論は、民法学の争点として、注目されるようになった。

1990年代初頭のバブル経済の崩壊による地価の急落と、その後の長期的低迷により、従来の不動産担保融資に過度に依存した金融システムは、機能不全に陥った。多数の銀行や、住宅金融専門会社（住専）等のノンバンク（預金等を受け入れずに、資金の与信業務を行う企業）などの不良債権問題や経営破綻による金融危機は、クレジット・クランチ（信用収縮、貸渋り）などを通じて実体経済にも波及し、景気停滞とデフレが続く「失われた10（余）年」を招くに至った²¹⁾。この間、政府も、望ましい金融システムのビジョンとして、銀行中心の間接金融から、資本（証券）市場を経由する直接金融または市場型間接金融への転換、という政策的な方向性を打ち出した²²⁾。

こうしたなかで、金銭債権譲渡は、企業の危機時の取引から、正常業務のなかの資金調達取引へと、徐々に変容してきた。金銭債権譲渡の資金調達への活用方法としては、売掛債権等の債権譲渡担保（前述の担保機能）と、真正譲渡ないし真正売買形態の債権流動化・証券化（前述の資金調達機能）に大別される。これらのうち、債権流動化・証券化は、直接金融または市場型間接金融に属する新しい金融技術であるが、採算的に、ある程度以上の原債権の規模を要するため、どちらかといえば大企業向けの資金調達手法といえる。これに対し、債権譲渡担保は、伝統的な間接金融に属するが、受信者である債権譲渡人の信用力ではなく、当該債権すなわち第三債務者（下請企業の売掛債権の場合の販売先等で、大企業も多い）の信用力を引当てとした担保であるため、多くの中小企業にとっても、融資機会を得られやすいという利点がある。

近年の米国発の世界金融危機以来、債権流動化・証券化市場は、イメージの低下、金融規制の強化、金融緩和による金利低下などの逆風を受けてきた。また、現在、全国銀行の総貸出残高が増加基調にあるなかで、貸出債権を売却する銀行が少ないことなどから、シンジケート・ローン等の流通市場での売買（ローン・セール）も頭打ち傾向にある²³⁾。このように、現状では、広義の債権流動化を包含する市場型間接金融が順調に拡大しているとはいえない。ただ、債権譲渡担保も含め、正常業務のなかでの金銭債権譲渡取引の重要性については、一般の認識が定着しつつあると思われる。

この間、前述したように、債務引受けおよび契約上の地位の移転に関しては、現行民法に直接の規定はないが、実務上のニーズは存在し、現在の判例・学説とともに、これらを認めることに異論はない。それらの要件や効果などは解釈に委ねられており、これまで、類似の制度を参照した解釈論が展開されてきたが、後述する民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案では、明文の規定が盛り込まれた²⁴⁾。

2.2 債権譲渡関連の立法²⁵⁾

我が国では、「金融ビッグバン」などの金融システム改革や、金銭債権譲渡を活用した資金調

達への実務的なニーズの高まりなどを背景として、1990年代以降、関連する法的インフラの整備として、以下のとおり、一連の立法が行われてきた。

①特定債権法（特定債権等に係る事業の規制に関する法律、1993年6月施行）により、リース・クレジット債権の流動化・証券化目的の譲渡に関し、民法上の指名債権譲渡の対抗要件である通知・承諾とは別に、簡易な第三者・債務者対抗要件具備手段として、日刊新聞への公告制度と、書面閲覧制度が導入された²⁶⁾。本法は、バブル経済崩壊後のノンバンクの資金調達問題を背景に、証券取引法等とは独立した単行法として立法されたものである。これにより、我が国では、1970年代に住宅ローン債権が証券化の嚆矢となった米国と異なり、リース会社や信販・クレジット会社といった、ノンバンクの金銭債権から本格的な証券化が始まった。

②S P C 法（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律、1998年9月施行）により、不動産、指名金銭債権、およびこれらを信託した信託受益権を対象に、証券化を行うための器となる本法上の S P C （特別目的会社）として、特定目的会社（TMK）の制度が創設された。これにより、指名金銭債権の一種であるリース・クレジット債権に限らず、多様な資産を対象として、証券化が普及・拡大することになった。

③債権譲渡特例法（債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律、1998年10月施行）により、法人の指名金銭債権譲渡（金銭債権の種類を問わず、譲渡の態様としても、流動化・証券化、営業譲渡、債権譲渡担保等を含む）の対抗要件に関する民法の特例として、第三者対抗要件としての電子化された法務局への債権譲渡登記と、債務者対抗要件（対債務者権利行使要件）としての登記事項証明書を交付した債務者への通知・承諾の制度が導入された。これにより、債権譲受人間での債権譲渡の対抗要件は、登記の先後によって優劣を決する不動産の物権変動（所有権移転等）の対抗要件と、類似した態様を有することになった。また、債権譲渡登記制度では、民法上の通知・承諾や、特定債権法上の公告と異なり、債務者・第三者対抗要件が分離され、第三者対抗要件だけが具備されるという状況が一般化した²⁷⁾。その後、債権譲渡登記は、様々な場面で広く利用されてきており、近年の同登記の件数は、年間4万件程度で推移している。

④サービスサー法（債権管理回収業に関する特別措置法、1999年2月施行）により、弁護士法の特例として、不良債権など、特定の金銭債権を対象とする債権管理回収業が、一定要件の下で、許可を受けた株式会社に認められた。

⑤ノンバンク社債発行法（金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律、1999年5月施行）により、従来、出資法（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律）によって禁止されていた、貸金業者（ノンバンク）による貸付資金調達目的の社債（証券化商品を含む）発行が、一定要件の下で解禁された。

これらの法律は、その後、機能拡充や規制緩和のために改正され、②の S P C 法は資産流動化法（資産の流動化に関する法律、2000年11月施行）、③の債権譲渡特例法は動産・債権譲渡特例法（動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律、2005年10月施行）に改称された。また、流動化・証券化関連のフロントランナー立法であった①の特定債権法はその役割を終え、2004年12月に廃止された²⁸⁾。

2.3 将来債権譲渡に関する判例²⁹⁾

現行民法には、将来債権譲渡に関する明文の規定は存在しない。ただ、債権譲渡は、既発生

の債権だけでなく、将来にわたって発生する債権も対象にできなければ、資金調達取引としての実効性が希薄化する。既発生債権（を集めた集合債権）に加え、資金調達主体が今後も同様の債権を作り出す能力を評価し、それをファイナンスの引当てとするために、将来債権を現時点で譲渡するという、実務上のニーズが存在する。また、副次的な効果として、資金調達者の財務指標の改善や、調達した資金を新たな投資に振り向けることなどが可能になる場合もある。

例えば、金融実務において、かなり以前から、保険医療機関（医療法人等）による銀行等からの資金調達のために、将来発生する債権を含め、診療報酬債権の譲渡担保取引が広く行われてきた³⁰⁾。また、債権流動化・証券化は、原債権が既発生債権であっても、経済的には、将来キャッシュフローを活用したファイナンス手法としての性格を有している。実際に発生させるために、どの程度の費用と労力が必要か（信用リスク等に加え、どの程度の発生リスクがあるか）によって相違はあるものの、証券化の対象債権が既発生か未発生か、あるいは両者が混在しているかは、金融取引として決定的に重要な要素ではないともいえる³¹⁾。こうした実務上の要請から、将来債権譲渡に関する判例法理の進展が望まれるようになった。

戦前の大審院時代の判例は、一般論として、将来債権譲渡の有効性を広く認めていた（大判昭和9.12.28民集13巻2261頁）。戦後しばらく、関連する最高裁判決は出現しなかった。最判昭和53.12.15（裁判集民事125号839頁）は、当事者が1年間の将来債権譲渡の有効性を争い、これが認められたものであったために、それ以来、実務では、1年以内の将来債権譲渡しか行われないという慣行が続いていた。

最三小判平成11.1.29（民集53巻1号151頁）は、医師が社会保険診療報酬支払基金から支払いを受けるべき診療報酬債権に関して、将来債権の具体的な発生可能性の程度は契約の有効性を左右しないとして、8年余りの将来債権譲渡の有効性を肯定した。これにより、複数年にわたる将来債権譲渡契約は、初めて最高裁で有効性が認められたことになり、実務界から歓迎された。最二小判平成12.4.21（民集54巻4号1562頁）は、将来の集合債権譲渡予約に関して、譲渡の目的となる債権が、譲渡人が有する他の債権と識別可能な程度に特定されていればよいと判示した。最一小判平成13.11.22（民集55巻6号1056頁）は、既発生債権と将来債権は、譲渡担保契約により確定的に譲渡されており、民法上の確定日付のある証書による通知により、第三者対抗要件を具備することができるとした。

将来債権譲渡と国税債権との優劣に関して争いとなった事案において、最一小判平成19.2.15（民集61巻1号243頁）は、前掲の平成11年・13年最高裁判決を前提として、国税の法定納期限等以前に、将来発生すべき債権を目的として、債権譲渡の効果の発生を留保する特段の付款のない譲渡担保契約が締結され、その債権につき第三者対抗要件が具備されていた場合には、譲渡担保の目的とされた債権が国税の法定納期限等の到来後に発生したとしても、当該債権は、国税の法定納期限等以前に譲渡担保財産となっているものとした。これにより、債権譲渡担保や債権流動化の阻害要因であった、国税債権が優先するリスクは減少した。

このように、平成11年（1999年）以降の一連の最高裁判例により、将来債権譲渡に関する法的安定性がかなり高まってきた。これらの判例は、いずれも将来債権譲渡担保に関するものであるが、それらの主要な判旨は、将来債権の流動化・証券化など、真正譲渡形態の将来債権譲渡にも、基本的に妥当すると考えられる。

この間、前述した動産・債権譲渡特例法（2005年10月施行）により、法人による動産・債権譲渡に関して、①動産譲渡登記制度（動産譲渡の対抗要件である引渡し＜民法第178条＞があつ

たものとみなされる）が創設されたほか、②（第三）債務者が不特定の将来債権譲渡についても、債権譲渡登記によって第三者対抗要件を具備できることになった。これらには、実務上、重要な意味がある。特に②に関しては、債務者不特定の将来債権譲渡が民法上有効であることを前提としており、将来債権譲渡に関する判例法理の進展のなかで、対抗要件に関する規定のレベルにとどまらず、残された課題を立法的に解決したものである。一方、このような立法は、債務者をインフォメーション・センターとする民法上・従来型の債権譲渡の対抗要件制度のあり方にも、大きな変容を迫るものといえる。

3. 将来債権を活用した新たな金融取引³²⁾

3.1 将来債権を活用した金融取引の拡大

我が国では、将来金銭債権のキャッシュフローを活用したファイナンス手法として、従来、①債権譲渡担保（診療報酬債権担保借入など）、②一部債権（クレジットカード債権・キャッシング債権等）の流動化・証券化³³⁾、③事業の証券化（WBS）、④プロジェクト・ファイナンス、⑤買収ファイナンス（LBO等）などが行われてきた。これらに加え、近年、⑥アセット・ベアスト・レンディング（ABL）、⑦レベニュー債など、資金調達のための新たな金融取引も行われるようになっている。

前述したように、これらは、金銭債権の真正売買型取引（上記②・③・④・⑦）か、譲渡担保型取引（上記①・⑤・⑥）かを問わず、債権譲渡ファイナンスのフロンティアを、将来キャッシュフローの活用の方向に、一層拡大するための契機となるものである。その意味で、これらの金融取引を、特に「将来債権譲渡ファイナンス」（finance by assignment of future obligations）と呼んでもよい。

3.2 ABL

ABL（asset-based lending）は、売掛債権等の金銭債権や在庫動産などの流動資産を担保として、融資を行う方法である³⁴⁾。米国では、1970年代から、ノンバンクがこうした融資を始めたが、その後、大手商業銀行の参入もあって、様々な企業が、M&A（企業の合併・買収）、LBO（leveraged buyout=M&Aのうち、買収先の収益や余剰資産の売却により、買収資金を賄う方式）、リファイナンス、設備投資、運転資金など、多様な用途の資金調達に利用するようになった。

我が国では、2000年代半ばに、経済・実務界や、中小企業行政等の所管官庁である経済産業省などで、ABLの導入に向けた議論が進んだ。前述した動産・債権譲渡特例法により、動産譲渡登記や、債務者不特定の将来債権譲渡に係る債権譲渡登記が可能となったこともあって、地方銀行等の地域金融機関を中心に、担保に適した保有不動産等に乏しい中小企業向けの貸出などで普及してきた^{35) 36)}。「動産・債権担保融資」、「動産・売掛金担保融資」、「流動資産一体担保型融資」などとも呼ばれる。

ABLによる動産・債権担保は、借入企業による営業の継続を前提に、「在庫→（販売）→売掛債権→（回収）→預金（→現金）」といった、一連の企業保有資産ないし事業キャッシュフローである「商流」ないし営業循環を全体として捕捉する、「全資産担保」の性格を有する。こうした企業内または企業間の商流に基づき、企業活動に必要な資金を供給・調達する方法という意

味で、売掛債権のファクタリングや流動化、売掛債権担保融資などと並び、ABLは「商流ファイナンス」の重要な手法といえる³⁷⁾。そのなかには、将来発生する売掛債権の債権譲渡担保も組み込まれることが一般的である。

最近では、日本銀行や金融庁なども、金融政策・行政等の一環として、ABLを政策的に推進しようとしている³⁸⁾。こうした取組みは、バブル経済崩壊後も不動産担保や個人保証中心の融資から脱却しきれていない銀行等の金融実務に対し、全資産担保や商流ファイナンスの考え方方に立って、政策的に修正しようとするものともいえる。また、时限立法である中小企業金融円滑化法（2009年12月施行）が、2回にわたる延長後、2013年3月末に期限切れとなったことへの配慮もあるものと推測される。

3.3 プロジェクト・ファイナンスと事業の証券化

プロジェクト・ファイナンスは、典型的には、事業主体となる企業の債務保証を伴わず、対象事業（プロジェクト）から生じる収益ないしキャッシュフローを返済原資とする、ノンリコース（非遡求）の金融手法である³⁹⁾。対象事業を一体として維持・管理するための受け皿として、SPCが広く用いられるなど、証券化と同様、ストラクチャード・ファイナンス（仕組み金融）の一種といえる。また、プロジェクト・ボンド（プロジェクトのための資金調達を目的として発行される証券）の活用のように、証券化の手法と組み合わされることも多い。

プロジェクト・ファイナンスは、一般的に、資源開発関連など、事業リスクと所要資金の大きいプロジェクトを対象とするため、通常、シンジケート・ローンの形態がとられる。また、公共施設の建設・運営など、社会資本の整備に民間の資金やノウハウを活用する手法であるPFI（private finance initiative）にも、多くの場合、プロジェクト・ファイナンスの金融技術が用いられる⁴⁰⁾。

資産の証券化に対し、事業の証券化またはWBS（whole business securitization）は、特定の事業から生み出される一切のキャッシュフローを裏付けとする流動化・証券化取引である。主に英国におけるユニークな法制度の下で、水道事業、空港、病院、パブ・チェーン事業の証券化などが行われてきた。我が国でも、近年、事業の証券化に類する試みとして、有料道路、駐車場、ゴルフ場、パチンコホール、通信・携帯電話事業などの証券化が行われている⁴¹⁾。

事業の証券化とプロジェクト・ファイナンスの典型例を比較すると、前者は、特定の既存事業を母体企業の他の事業から分離したうえで、通常のコーポレート・ファイナンス（事業金融）と、資産流動化・証券化のようなアセット・ファイナンス（資産金融）との中間的な手法で、資金調達を行うものである。一方、後者は、新規の特定事業について、関係者間のリスク分担を図りながら、ノンリコース・ファイナンスの仕組みを組成するものである。ただ、①SPCなどを用いたストラクチャード・ファイナンスの一種であること、②特定事業から生じる将来キャッシュフローを裏付けとするノンリコースの資金調達手法であることなどの点で、両者はかなり重なっている。

3.4 レベニュー債

将来債権や事業の証券化に類する仕組みは、インフラ事業のための資金調達の手法としても、有用なスキームの一つになり得る。米国で広く普及しているレベニュー債（revenue bond）は、地方公共団体が発行する地方債のうち、発行体の信用力ではなく、その運営する道路、水道、

空港、病院などの公共施設から生じる運営収益だけを元利金の支払原資とするものである⁴²⁾。

我が国では、米国のレベニュー債のような制度は基本的に存在しない。通常の地方債は、「暗黙の政府保証」があるとの見方もあるものの、政府保証債のような中央政府による明示的な保証はなく、発行体である地方公共団体の課税権が実質的な担保になっているという点で、米国的一般財源保証債と同様の性格を有する。

我が国へのレベニュー債の導入に関しては、従来、財政規律の向上や財政運営の透明化などのメリットが指摘されてきた。実際にも、21世紀に入って、レベニュー債に類する資金調達への取組みが散見されるようになった⁴³⁾。そうしたなかで、最近、インフラ事業に基づいて、安定的に発生する将来債権を真正譲渡の形態で証券化することにより、その経済的実質において、米国のレベニュー債と類似する資金調達の第1号案件が実現した⁴⁴⁾。

証券化の手法を用いたレベニュー債について、前述した事業の証券化やプロジェクト・ファイナンスと比較すると、事業主体が地方公共団体・第三セクターか民間企業かという相違はあるものの、特定事業に関わる将来キャッシュフローを活用した資金調達という、債権譲渡ファイナンスとしての目的と実態において、両者は相当程度、共通しているといえる⁴⁵⁾。

このように、レベニュー債は、金融技術としては先進的なものといえるが、償還原資が特定事業からの収入に限定されているため、地方公共団体よりも信用リスクが高いとみられやすい。地方債市場が発行体からみて良好な需給環境にあり、発行利率が低水準で推移している現状では、地方公共団体による通常の公募地方債より高いコストをかけて、レベニュー債によって資金調達を行うことについては、一般的の理解を得られにくい面もある。こうした事情もあって、現時点では、前述の第1号案件の後、同様の案件が相次いで組成・発行される状況にはなっていない。

一方で、我が国の今後の地方財政を展望すると、地方税の大幅な増収は見込めないうえ、国の厳しい財政状況から、地方交付税等の依存財源の増加も期待しにくい。さらに、社会インフラ、公共施設の更新需要や、少子高齢化に伴う社会保障費の増加などの将来負担も大きい。そのなかで、地方公共団体の財源確保のために、地方債等による資金調達の重要性が高まっていくと予想される。とりわけ、レベニュー債のような新たな資金調達手法の導入は、東日本大震災で被災したインフラ事業の復興などに役立つだけでなく、深刻化する国・地方の財政負担を抑制しつつ、インフラ事業のために必要な資金を民間から効率的・安定的に調達するという、我が國の中長期的な課題に対し、有効な解決策になり得ると考えられる。

この点に関連して、政府の内閣府国家戦略室成長ファイナンス推進会議による「成長ファイナンス推進会議 とりまとめ」(2012年7月)でも、証券化の分野として、①民間資金等活用事業推進機構の設立等(PFIの株式・債権譲渡に関するガイドライン改正など)、②カバードボンド(後述)の導入と並び、③インフラ投資向け基盤整備(全国自治体の公社等によるレベニュー債の活用促進策の検討)などが取り上げられている。今後、我が国でレベニュー債の普及を図っていくためには、法制度面等での一層の整備が必要になると考えられる⁴⁶⁾。

4. 証券化における倒産隔離性の要件⁴⁷⁾

資産流動化・証券化(securitization)は、信用リスクをコントロールする金融技術という意味で、クレジット・エンジニアリング(信用工学)としての性格を有している。すなわち、流

動化・証券化スキームにおいては、その資産流動化(asset-backed)性と仕組み(structured)性に基づき、①S P C (special purpose company=特別目的会社)等のS P V (special purpose vehicle=特別目的媒体)への資産譲渡(信託を含む)により、オリジネーター(原資産保有者)の信用リスクから基本的に切り離されており、②対象(裏付)資産の信用力(通常、信用補完措置によって信用度が高められる)のみが、投資家にとっての引当てとなる。

アセット・ファイナンス(資産金融)の手法である流動化・証券化の対象資産としては、キャッシュフローを生み出す資産であれば、基本的に制約はなく、不動産や知的財産権(それらを信託した信託受益権を含む)なども対象となる。ただ、我が国で発行される流動化・証券化商品の対象資産の大半は、住宅ローン債権、クレジット債権、リース債権、消費者ローン債権などの金銭債権である⁴⁸⁾。こうした債権流動化・証券化は、債権譲渡ファイナンスの中でも、重要な先進的な金融取引といえる。前述した事業の証券化やレベニュー債なども、将来債権を含む事業キャッシュフローを裏付けとする証券化取引の一種であり、通常の資産流動化・証券化の発展型と位置付けられる。

資産流動化・証券化の仕組みのなかで、上記①のオリジネーターの信用リスクが先鋭に表れるのが、オリジネーター(債権流動化の場合、通常、原資産の回収に当たるサービスを兼ねる)が経済的に破綻し、倒産に至るケースである。A B S(資産担保証券)等の流動化・証券化スキームにおいて、オリジネーターが法的倒産手続(清算型の破産、再建型の会社更生、民事再生等)に入った場合、S P Vに譲渡されたはずの流動化対象資産が倒産財団に取り込まれてしまい、S P VやA B Sの投資家が倒産手続のなかでしか弁済を受けられないと、当該資産を裏付けに発行されたA B S等のデフォルト(債務不履行)を引き起こしかねない。

こうした究極的なリスクを回避するべく、アレンジャー(仕組みの組成業者)が、弁護士等の助言を受けて仕組みを組成する際には、流動化・証券化がオリジネーターの倒産処理手続に巻き込まれない、という意味での「倒産隔離」(bankruptcy remoteness)性を実現することが重要になる。このように、クレジット・エンジニアリングとしての資産流動化・証券化において、法的な倒産隔離を図る局面では、リーガル・エンジニアリング(法工学)的な性格が強まることになる。

倒産隔離性を実現するためには、①オリジネーターからS P Vへの資産(債権)譲渡に係る(第三者・債務者)対抗要件の具備、②資産譲渡の真正譲渡ないし「真正売買」(true sale)性、③倒産管財人による否認リスクの回避、という3要件を充足することが必要となる。これらのうち、①・②は主に民法、③は倒産法(破産法、会社更生法等)レベルの論点である。

これらのなかでも、②の真正売買性、すなわち「資産(債権)譲渡が売買か担保か」という問題が、中心的な論点として議論されてきた。債権譲渡ファイナンスの観点からみると、資金調達後の返済・償還の引当てとして、真正売買・ノンリコーズ型の債権流動化・証券化の場合には、対象債権の資産価値を一義的に考え、譲渡担保・リコーズ型の債権譲渡の場合には、調達者自身の返済能力を一義的に考えることになる。ただ、観念的にはともかく、現実には、これら両類型の債権譲渡の性格は連続しており、個別の取引が限界的にどちらの類型に属するかは、契約の解釈または取引の性格付け(characterization)の問題となる。

流動化・証券化が全体として、オリジネーターの資金調達を主目的とするスキームであり、その意味で、実質的な金融取引(前述の派生型金融)であることと、倒産隔離性の観点から、S P Vへの資産譲渡が真正売買であるべきである、ということは矛盾しない。従来の真正売買論の主流は、米国での議論の影響も受けて、真正売買性のメルクマールとなる様々なファクター

を総合的に判断するというものであった⁴⁹⁾。

2001年9月に経営破綻したマイカルの会社更生事件において、同社グループが保有していた店舗不動産（ショッピングセンター）の商業用不動産担保証券（C M B S =commercial mortgage-backed securities）による証券化案件の真正売買性をめぐり、倒産法学者等による論争が展開された。この「マイカルC M B S論争」のなかで、従来の総合判断的な真正売買論を批判し、譲渡担保に関する判例・学説に従って、①被担保債権の存在、②担保目的物の処分に係る実行権と補充性、③設定者による受戻権という3要件により判断するべきである、との見解も主張された。しかし、その後も、この問題に関する議論が十分に深められたとはいえない⁵⁰⁾。

この間、資産流動化・証券化に関連する近年の法制整備や、新スキームの登場に伴い、真正売買性についても、それぞれの特殊性を踏まえて、個別に検討する必要が生じている。そうした新たな検討対象として、①事業の証券化（前述）、②借入目的信託（信託型A B L<アセット・バックト・ローン>）、③自己信託（委託者が自ら受託者となる信託）、④カバードボンド（金融機関の貸付債権を担保とする社債の一種）などが挙げられる⁵¹⁾。

債権流動化・証券化における真正売買性の判断に関しては、一般論としては、既発生債権と将来債権とで、基本的な相違はないはずである。例えば、将来債権の場合、会計上は、もともとオリジネーターのバランスシートに資産計上されていないため、その譲渡により資金調達しても、担保付きの借入れと同様、金融取引として扱わざるを得ない。ただ、こうした会計処理上の取扱いは、その背景となる実態にそれほど実質的な意味がない限り、本来、法的な真正売買性の判断には直接影響しないと考えられる。

ただし、一例として、事業の証券化において、特定の事業から生じる将来債権を証券化するにあたり、優先・劣後方式（原債権からの弁済が後順位となる劣後部分をバッファーとすることにより、先順位の優先部分の信用力を高める仕組み）により信用補完を行う場合、真正売買性の検証に際し、将来債権の金額を譲渡時において十分に把握することが難しいため、適切な劣後比率を判断できるか、といった問題がある⁵²⁾。このように、将来債権の証券化においては、既発生債権の場合と比べて、一般的に真正売買性の実現・検証が困難化するとまではいえないとしても、個別の判断要素に関する予測可能性が低下することはあり得る。

さらに、将来債権の証券化後、A B S等の償還期前に、債権譲渡人であるオリジネーターの倒産手続が開始した場合、譲受人であるS P VやA B S等の投資家は、第三者対抗要件の具備を前提として、将来債権譲渡の効力を倒産管財人に対抗できるか、という問題もある。これは、後述する民法（債権法）改正に関する論点に直結する。また、証券化における倒産隔離性の要件という観点からは、前述の3要件（対抗要件の具備、真正売買性、否認リスクの回避）に統いて、将来債権の証券化の場合に考慮を要する、4番目の要件ないし留意点と位置付けることができる。その意味で、将来債権譲渡に特有の論点が加わることにより、証券化をめぐる法的な議論のなかでも、最も基本的・本質的といえる倒産隔離性の要件論が、一段と拡張・多層化することになる。

5. 民法（債権法）改正と債権譲渡⁵³⁾

5.1 民法（債権法）改正の経緯

我が国の民事関係の基本法である民法（1896年<明治29年>制定）のうち、同法第3編「債

「権」を中心とする、いわゆる債権法の改正に関して、2006年2月、法務省が抜本的な見直しを行うことを発表した⁵⁴⁾。同年10月に、民法学者の有力な学者を主な構成員とし、法務省関係者も参加する、民法（債権法）改正検討委員会が設立されて活動を開始した。同委員会は、2年半の活動を終え、2009年3月に「債権法改正の基本方針（改正試案）」（以下、基本方針）を取りまとめた⁵⁵⁾。同年10月に、債権法改正に関して、法務大臣から法制審議会に諮問が行われた。改正の目的として、民法制定以来の社会・経済の変化への対応を図ることと、国民一般に分かりやすい民法にすることが挙げられた。また、改正の対象として、国民の日常生活や経済活動に関わりの深い、契約に関する規定を中心に見直しを行うこととされた。

2009年11月に、法制審議会に民法（債権関係）部会が設置され、審議が始まった。第1ステージとして、1年半をかけて論点整理を行ったうえ、2011年5月に「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」（以下、中間論点整理）を公表し、パブリック・コメントの手続きをとった。その後、第2ステージの審議を経て、2013年2月に「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」（以下、中間試案）が取りまとめられた⁵⁶⁾。同年4月から6月にかけて、同中間試案に対するパブリック・コメントの手続きがとられた。これを受けて、同年7月から、第3ステージの審議が行われ、2014年8月に「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案」（以下、要綱仮案）が決定され、9月に全文が公表された。

今後、2015年1月頃に要綱案の決定を行い、2月頃に要綱を決定し、法制審議会から法務大臣に答申を行う予定である。その後、民法改正法案がまとめられ、同法案が2015年の通常国会に提出される段取りとなっている。実現すれば、約120年ぶりの抜本改正となる⁵⁷⁾。

5.2 将来債権譲渡に関する論点

債権法改正に関わる論点は、極めて多岐にわたる。上記の中間試案では、中間論点整理と比べ、改正項目の集約と改正提案の一本化が図られたものの、最終的に取り上げられた論点は、約260項目に上る。それらのなかで、民法学者・弁護士・実務家などの関係者間で、最も熱心に議論されてきた論点の一つが、債権譲渡に関するものである。

なお、前述したように、現行民法に規定されていない、債務引受および契約上の地位の移転に関しても、中間試案では、債権譲渡と並び、明文の規定を設けるための詳細な提案が行われており、要綱仮案でも、「第21 債務引受」と「第22 契約上の地位の移転」として明文化された。

中間試案の「第18 債権譲渡」の部分は、「1 債権の譲渡性とその制限（民法第466条関係）」「2 対抗要件制度（民法第467条関係）」「3 債権譲渡と債務者の抗弁（民法第468条関係）」「4 将来債権譲渡」から構成されている。これらのなかでも、とりわけ白熱した議論が行われてきており、証券化や譲渡担保などの債権譲渡取引への影響も大きいと考えられたのが、将来債権譲渡と対抗要件制度である。

このほか、債権の譲渡性とその制限に関するもので、現行民法の譲渡禁止特約の効力を弱める意図で、新たに譲渡制限特約に関する規定を設けるという提案が行われている。この提案については、規定の複雑化を招くという批判がある一方、債権流動化等の取引の促進という観点からは、前向きの評価もみられる。今後、譲渡制限特約付き債権の流動化が可能となるかどうかなどが検討課題となる。

中間試案の前段階の中間論点整理では、「第13 債権譲渡 4 将来債権譲渡」で、(1) 将

来債権の譲渡が認められる旨の規定の要否、（2）公序良俗の観点からの将来債権譲渡の効力の限界、（3）譲渡人の地位の変動に伴う将来債権譲渡の効力の限界、という具体的な論点が挙げられていた。

法制審議会部会での審議状況に関する事務当局（法務省民事局参事官室）の補足説明⁵⁸⁾では、前掲（1）の論点に関して、将来債権譲渡の有効性および対抗要件に関する明文の規定を設けるべきであるという考え方について、特段の異論はなかったとされている。この点については、その後の中間試案の「4 将来債権譲渡」で、「（1）将来債権は、譲り渡すことができるものとする。将来債権の譲受人は、発生した債権を当然に取得するものとする。」、「（2）将来債権の譲渡は、第三者対抗要件（「2 対抗要件制度」で規定）を具備しなければ、第三者に対抗することができないものとする。」、「（3）将来債権が譲渡され、権利行使要件が具備された場合には、その後に譲渡制限特約（「1 債権の譲渡性とその制限」で規定）がされたときであっても、債務者は、これをもって譲受人に対抗することができないものとする。」として、明文化された。ただし、これらのうち（3）については、（注1）で「規定を設けない（解釈に委ねる）という考え方がある。」とされている。

中間論点整理での前掲（2）の論点に関して、上記補足説明では、将来債権譲渡担保が公序良俗（公の秩序・善良の風俗）の観点から、過剰担保を理由に否定される場合などを想定し、将来債権譲渡の効力の限界に関する具体的な基準を設けることについて、賛否両論があったとされている。その後、法制審議会部会の第2ステージの審議過程での部会資料⁵⁹⁾では、担保物権法における過剰担保の制限法理など、他の制度等との関係に留意しつつ、有意な要件を定めることは困難であることから、公序良俗の観点からの将来債権譲渡の効力の限界に関する規定は設けないことが提案されている。この点については、中間試案でも、そのとおり明文化されておらず、解釈に委ねられている。

中間論点整理での前掲（3）の論点に関して、先行する民法（債権法）改正検討委員会の基本方針の3.1.4.02<2>では、「将来債権が譲渡された場合には、その後、当該将来債権を生じさせる譲渡人の契約上の地位を承継した者に対して、その譲渡の効力を対抗することができる。」というルールが提案された。この点に関して、提案要旨では、「具体的には、将来の賃料債権が譲渡された後に賃貸不動産が譲渡された場合や、将来債権譲渡の譲渡人が倒産した場合において、賃貸不動産の譲受人の下で新たに締結された賃貸借契約から発生する賃料債権や、管財人の下で新たに締結された取引から発生する債権などについて、譲渡人の下で行われた将来債権譲渡の効力が及ぶかどうかという問題を、賃貸不動産の譲受人や管財人が第三者に当たるか否かという形で議論することができるようしようとするものである。」という説明が行われた。

この基本方針の提案を引き継いだとみられる、中間論点整理の前掲（3）の論点では、次のように述べられている。「将来債権の譲渡の後に譲渡人の地位に変動があった場合に、その将来債権譲渡の効力が及ぶ範囲に関しては、なお見解が対立している状況にあることを踏まえ、立法により、その範囲を明確にする規定を設けるかどうかについて、更に検討してはどうか。具体的には、将来債権を生じさせる譲渡人の契約上の地位を承継した者に対して、将来債権の譲渡を対抗することができる旨の規定を設けるべきであるとの考え方が示されていることから、このような考え方の当否について、更に検討してはどうか。」「上記の一般的な規定を設けるか否かにかかわらず、不動産の賃料債権の譲渡後に賃貸人が不動産を譲渡した場合における当該不動産から発生する賃料債権の帰属に関する問題には、不動産取引に特有の問題が含まれてい

るため、この問題に特有の規定を設けるかどうかについて、検討してはどうか。」

上記補足説明では、将来債権の譲渡の後に譲渡人の地位に変動があった場合に、その将来債権譲渡の効力が及ぶ範囲について、具体的に問題となり得る場合として、①不動産の賃料債権の譲渡後に、賃貸人が不動産を譲渡した場合において、当該不動産から発生する賃料債権の帰属、②売掛債権の譲渡後に、事業譲渡等によって事業が譲渡された場合において、同一事業から発生する売掛債権の帰属、③将来債権を含む債権の譲渡後に、譲渡人に倒産手続が開始された場合において、管財人または再生債務者の下で発生する債権の帰属、という例が挙げられている。

これらはいずれも、理論的にも実務上も重要な問題点である。特に③に関しては、前述のように、将来債権の証券化の場合における倒産隔離性の要件にも関わる。将来債権の譲渡・証券化の後に、譲渡人であるオリジネーターの倒産手続が開始されると、「譲渡人の地位に変動があった場合」に該当する。その場合、倒産管財人等の第三者性、すなわち「譲渡人の契約上の地位を承継した者」に当たるかという、倒産法に関わる論点との関連も含め、第三者対抗要件の具備を前提として、将来債権譲渡の効力を管財人等に対抗できるか、ということが問題となる。

この③（および②）の点に関して、上記部会資料では、甲案として、「将来債権譲渡の効力は、譲渡の対象となった将来債権が譲渡人以外の第三者の下で発生した場合であっても、当該第三者に対抗することができる旨の規定を設けるものとする。」乙案として、「将来債権譲渡の効力は、譲渡の対象となった将来債権が譲渡人以外の第三者の下で発生した場合には、当該第三者に対抗することができないが、譲渡の対象となった将来債権が譲渡人から当該将来債権を発生させる契約上の地位を承継した第三者の下で発生した場合には、当該第三者に対抗することができる旨の規定を設けるものとする。」丙案として、「規定を設けないものとする。」という、三つの考え方方が示された。

これらのうち、甲案に対しては、債権譲渡取引の安全に資するとして評価する意見がある反面、将来債権譲渡の譲渡人に、第三者の下で発生する債権の処分権を無制限に認めることについて、理論的な根拠を疑問視する意見もある。一方、乙案に対しては、債権の譲受人と債権を発生させる契約上の地位の譲受人との利益衡量のあり方として妥当であるとの評価がある反面、特に甲案の立場から、債権譲渡の効力が事後的に覆され得ることについて、債権譲渡取引の安全を害するという批判がある。さらに、乙案に対しては、前述の「契約上の地位を承継した者」に該当するかどうかの判断が困難な場合もあり、予測可能性に欠けるという批判もある。

上記の甲案に対する反論と関連して、主に倒産実務家の側から、将来債権譲渡の倒産手続における効力を制限しようとする提案が行われている。こうした提案は、将来債権の譲渡後に譲渡人に倒産手続が開始された場合に、管財人の下で発生する債権に譲渡の効力が及ぶとすると、債権発生のための費用は、倒産債権者の共同の引当財産である倒産財団から支出されるにもかかわらず、発生した債権は譲受人が取得することになり、会社更生や民事再生などの再建型倒産手続の遂行を阻害する、という懸念に基づく。

しかし、将来債権譲渡の実現の利益と、倒産手続の円滑な遂行の利益との相反関係を、過度に強調するべきではない。両者の利益の調和を図るためにには、前述の提案のように、取引関係者の予測可能性を損なうような規定を設けるのではなく、譲受人等の関係者が、譲渡人の事業環境の変化に即応できる仕組みを用いることによって、対応することが望ましい。例えば、諸外国での将来債権譲渡を利用した事業の証券化案件において、譲渡人であるオリジネーターの事業の不振により、キャッシュフローが減少する局面では、予め定められた条項に基づき、当

該事業に基づくABS等の証券化商品の元本償還を繰り延べるという仕組みも考案されている⁶⁰⁾。

こうした中間論点整理での前掲（3）の論点に関して、中間試案の「4 将来債権譲渡」では、「(4) 将来債権の譲受人は、～譲渡人以外の第三者が当事者となった契約上の地位に基づき発生した債権を取得することができないものとする。ただし、譲渡人から第三者がその契約上の地位を承継した場合には、譲受人は、その地位に基づいて発生した債権を取得することができるものとする。」とされている。

この点に関して、事務当局の文責により、中間試案の内容を理解するための一助とする趣旨で記載された概要欄では、次のように説明されている。「将来債権の譲渡は、譲渡人が処分権を有する範囲でなければ効力が認められないため、譲渡人以外の第三者が締結した契約に基づき発生した債権については、将来債権譲渡の効力が認められないのが原則である。しかし、第三者が譲渡人から承継した契約から現実に発生する債権については、譲渡人の処分権が及んでいたものなので、将来債権譲渡の効力が及ぶと解されている。本文（4）は、以上のような解釈を明文化することによって、ルールの明確化を図るものである。」

また、同じく事務当局の文責により、中間試案の内容を理解するために記載された補足説明欄では、次のように述べられている。「倒産手続の開始決定後に発生した債権に将来債権譲渡の効力が及ぶか否かという問題について、立法的に解決すべきであるという意見が主張されている。しかし、この問題は、倒産手続における管財人の地位についての理解を始めとして、倒産法上の論点と密接に関わる上に、倒産手続開始決定後における債権の譲受人とその他の一般債権者との利益調整についての政策的な判断を必要とする問題であるので、倒産法の分野の問題として議論されるべきものであると考えられる。～本文（4）は、上記の問題についての結論を得ることを意図するものではなく、引き続き、倒産法上の議論に委ねられるという理解を前提としている。」

この（4）のルールは、上記部会資料での甲・乙・丙案間の見解対立のなかで、いわば妥協の産物として、基本的に乙案を引き継いだものと推察される。ただ、ここでの第三者に、将来債権の譲渡人が倒産した場合の管財人を含む趣旨かどうかは明らかではない。上記の概要での説明も含めると、そこでは、「譲渡人の処分権」と、部会資料の乙案でも言及された「(第三者による) 契約上の地位の承継」が、鍵となる概念（キー・コンセプト）になっているように見える。

しかし、この点に関しては、①これらのキー・コンセプトが、将来債権譲渡の効力が及ぶかどうかの判断基準になり得るのか、②実際には、それぞれに係る判断が困難な場合も少なくないのではないか、③倒産手続における管財人の地位（第三者性など）については、議論は倒産法の領域にわたり、民法（債権法）の側だけでは、実質的なルールを提示できないのではないか、といった疑問があった。

これらのうち、特に③の点については、中間試案の公表後に追加された、上記の補足説明も認めているとおりであり、結局、倒産法上の議論に委ねられることになった。それ自体はやむを得ないこととしても、これまで白熱した議論が行われていただけに、核心的な問題が先送りされたとの感は否めない。上記の概要の説明にもかかわらず、本文（4）だけでは、ルールの実質的な明確化が図られたとはいえず、法的不確実性が残されている。債権譲渡ファイナンスのなかでも、特に将来キャッシュフローの資産価値に依存する、将来債権の流動化・証券化取引にとっては、こうした法的不確実性は、大きなリスクとなりかねない。

ここで、将来債権譲渡の譲渡人（将来債権の証券化の場合のオリジネーター）が倒産した場合の管財人の地位に関しては、上記のように、倒産（実体）法の側からの検討が不可欠となる。前述したとおり、主に倒産実務家から、将来債権譲渡の倒産手続における効力を制限しようとする主張が行われている。一方、「倒産手続のなかで、原則的に、管財人または再生債務者は、将来債権譲渡の効力を受ける」と明言する、有力な倒産法学者もみられる⁶¹⁾。その論拠として、「債権譲渡人である倒産債務者（破産の場合の破産者）は、倒産手続の開始により財産の管理処分権を奪われるが、債権発生時点で、依然として債権者である（財産の帰属は破産者にある）」ことと、「将来債権譲渡と国税債権との優劣に関する判例（前述の最一小判平成19.2.15）を前提とすれば、債権譲渡人が債権発生時点で、その債権につき処分権を奪われていたことは、債権譲渡の効力に影響しない」ことが挙げられている。

この見解によれば、「管財人の第三者性（この場合は、破産者から契約上の地位を承継したといえるかどうか）などについて議論するまでもなく、将来債権譲渡の効力は管財人に及ぶ」という結論になると考えられる。こうした将来債権譲渡における管財人の地位の問題については、倒産法の側でも、まだ議論が十分に熟しているとはいえず、異論もあり得るが、現在の判例法理等を前提とすれば、こうした論者の立論には、一定の合理性があると思われる。

一方、上記の論者は、「将来債権の証券化など、真正譲渡性を有する将来債権譲渡の効力を合理的範囲で制約するには、公序良俗違反によるしかないが、こうした一般条項（民法第90条）に依拠することは、予見可能性を低下させかねないので、民法上、明確な立法を行う必要がある」、「将来債権譲渡について、民法で明示の規定をしてもらえば、それを受け、倒産法の側でも、倒産手続の場合に、どの範囲で譲渡の効力が生じるのかを明確化していく、すなわち公序を倒産法のなかで具体化していくことが必要になる」、「ただ、これは非常に難しい作業になることが予想され、どの程度予測可能なルールを構築していくことができるかは、甚だ難しい問題になろう」という趣旨も述べている。

しかし、この点に関連して、前述のとおり、中間試案では、公序良俗の観点からの将来債権譲渡の効力の限界については、論点として取り上げられていない⁶²⁾。こうした公序良俗の観点、および譲渡人の地位の変動に伴う影響という観点からみて、将来債権譲渡の効力の限界をどのように画するのかという問題に関して、議論が十分に進んでいとはいえない。今回の債権法改正を契機として、今後とも、民法・倒産法の両分野、理論・実務の両面にまたがりながら、さらに検討を深めていく必要がある⁶³⁾。

とりわけ、債権譲渡ファイナンスの健全な発展のためには、ルールを明確化し、法的不確実性を軽減することが求められる。こうした観点からは、今後の倒産法制（破産法等）の改正により、将来債権譲渡の効力が管財人等の下で発生する債権にも及ぶことを明確にすることなども、検討の視野に入れるべきであると考えられる。

また、将来債権譲渡に関しては、不動産（家屋）賃貸借契約に係る敷金返還請求権に質権が設定された場合に、設定者が担保価値維持義務を負うことを認めた判例（最判平成18.12.21民集60巻10号3964頁）を参考に、有償で将来債権譲渡を行った者は、正当な理由なく当該将来債権の発生を阻害しない義務（原因関係維持義務）を負うという見解も示されている。このように、将来債権の譲渡人やその管財人の義務についても、今後、議論を進めていく必要がある。

なお、中間試案の上記（4）については、（注2）で、「上記（4）に付け加えて、将来発生する不動産の賃料債権の譲受人は、譲渡人から第三者が譲り受けた契約上の地位に基づき発生

した債権であっても、当該債権を取得することができない旨の規定を設けるという考え方がある。」とされている。

この点に関する概要では、次のように説明されている。「本文（4）のルールの下では、将来の賃料債権が譲渡された不動産が流通するおそれがあるが、これは不動産の流通保護の観点から問題があるとの指摘がある。このような立場から、将来発生する不動産の賃料債権の譲受人は、第三者が譲渡人から承継した契約から発生した債権であっても、これを取得しないとする例外を設ける考え方が主張されており、これを（注2）で取り上げた。」

また、補足説明では、次のように述べられている。「不動産の取引においては、不動産登記という公示制度が整備されているにもかかわらず、将来発生する賃料債権の譲渡についての公示が不十分であるため、収益を取得できない不動産であることを知らずに取引が行われるおそれがあり、不動産取引の安全を害するという問題が指摘されている。また、不動産の場合には、法定果実である不動産賃料債権を、不動産の所有権から分離して長期間にわたって譲渡することの可否という、物権法上の理論的な問題も指摘されており、このような問題意識から、将来発生する不動産賃料債権の譲渡の効力については、不動産の所有権の移転に対抗することができないとすべきであるという考え方がある」と主張してきた。」

この点については、中間論点整理でも言及されていたように、賃料収入を生まない不動産が流通することによる弊害という、不動産取引に特有の問題に対応しようとするものである。ただ、上記の補足説明では、「これは、債権譲渡の対抗要件の公示機能の低さから生じる問題であり、本来は、対抗要件制度を見直すことにより対応すべき問題であるとの指摘もある」との趣旨も述べられている。将来債権譲渡に関するルールのなかで、不動産賃料債権についてのみ、特別の規定を設けることが正当化されるのかという疑問もあり、その指摘は基本的に正しいと思われる。なお、不動産の証券化取引などにおいては、通常、不動産所有権から賃料債権だけを切り離して譲渡する理由は乏しく、そうした問題が現実化する懸念はあまり大きくないと考えられる。

中間試案に対するパブリック・コメント⁶⁴⁾では、上記（注2）に対して、賛否の意見の対立がみられた。第3ステージでの審議では、2014年2月の時点でも、合意を形成することは困難であるとして、要綱案のたたき台において、中間試案の上記（4）および（注2）の論点については、取り上げないこととされた⁶⁵⁾。

これを受け、要綱仮案の「第19 債権譲渡 2 将来債権譲渡」では、将来債権の譲渡性とその効力に関して、「ア 債権の譲渡は、その意思表示の時に債権が現に発生していることを要しない。」「イ 債権が譲渡された場合において、その意思表示の時に債権が現に発生していないときは、譲受人は、発生した債権を当然に取得する。」として、従来の判例・学説を明文化する規律が提案されたのみであった。

今回、契約上の地位の承継を基準として、将来債権譲渡の効力の範囲を画するという考え方の採用は見送られ、この論点は、引続き民法と倒産法にまたがる解釈に委ねられている。これにより、将来債権譲渡ファイナンスの観点からは、譲渡人の倒産等に係る信用リスクについて、前述したような法的不確実性が残されている。今後、倒産法制の（再）改正などに向けた動きのなかで、将来債権譲渡の効力をめぐる議論の帰趨が注目される。

5.3 対抗要件制度に関する論点⁶⁶⁾

中間試案の「第18 債権譲渡 2 対抗要件制度（民法第467条関係）」は、（1）第三者対抗要件及び権利行使要件、（2）債権譲渡が競合した場合における規律、から構成されており、そのうち、対抗要件制度の枠組みを定める（1）は次のようにになっている。

（1）第三者対抗要件及び権利行使要件

民法第467条の規律について、次のいずれかの案により改めるものとする。

〔甲案〕（第三者対抗要件を登記・確定日付ある譲渡書面とする案）

ア 金銭債権の譲渡は、その譲渡について登記をしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができないものとする。

イ 金銭債権以外の債権の譲渡は、譲渡契約書その他の譲渡の事実を証する書面に確定日付を付さなければ、債務者以外の第三者に対抗することができないものとする。

ウ （ア）債権の譲渡人又は譲受人が上記アの登記の内容を証する書面又は上記イの書面を当該債権の債務者に交付して債務者に通知をしなければ、譲受人は、債権者の地位にあることを債務者に対して主張することができないものとする。

（イ）上記アの通知がない場合であっても、債権の譲渡人が債務者に通知をしたときは、譲受人は、債権者の地位にあることを債務者に対して主張することができるものとする。

〔乙案〕（債務者の承諾を第三者対抗要件等とはしない案）

特例法（動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律）と民法との関係について、現状を維持した上で、民法第467条の規律を次のように改めるものとする。

ア 債権の譲渡は、譲渡人が確定日付のある証書によって債務者に対して通知をしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができないものとする。

イ 債権の譲受人は、譲渡人が当該債権の債務者に対して通知をしなければ、債権者の地位にあることを債務者に対して主張することができないものとする。

（注）第三者対抗要件及び権利行使要件について現状を維持するという考え方がある。

これらのうち、甲案は、金銭債権譲渡については、第三者対抗要件を登記に一元化する一方、非金銭債権譲渡については、譲渡契約書等に確定日付を付することを第三者対抗要件とするという提案である。法人の指名金銭債権譲渡の対抗要件として、民法上の通知・承諾と動産・債権譲渡特例法上の債権譲渡登記が並立している現状と比べれば、簡明な制度といえる。

しかし、金銭債権譲渡の第三者対抗要件を登記に一元化する案については、登記の制度・費用面で時機尚早という批判が強い。また、個人（自然人）による債権譲渡については、医師が前述の診療報酬債権の譲渡担保により借入れを行うようなニーズがあるが、そうした場合まで一元化の対象にするのであれば、氏名や住所の変更等に対応するため、国民（個人）総背番号制度の実施が前提となると考えられる。

中間試案の甲案に関する事務当局による概要でも、こうした批判を意識して、次のように述べられている。「ここでの登記は、必ずしも特例法上の債権譲渡登記の現状を前提とするものではなく、①登記することができる債権譲渡の対象を自然人を譲渡人とするものに拡張すること、②第三者対抗要件を登記に一元化することで登記数が増加すること、③根担保権の設定の登記のように、現在の債権譲渡登記制度では困難であると指摘されている対抗要件具備方法があることに対応するために、債権の特定方法の見直し、登記申請に関するアクセスの改善その他の

必要な改善をすることを前提とする。」

こうした改善を実現するためには、動産・債権譲渡特例法の改正にとどまらず、登記システムの改良などのために、相当の時間と費用がかかるものと予想される。また、前述の国民総背番号制度の導入などは、法務省（法制審議会）だけで検討・提案できる性格のものではない⁶⁷⁾。もっとも、この点に関して、事務当局による中間試案の補足説明では、「自然人の金銭債権の譲渡の対抗要件を登記に一元化するとしても、自然人の氏名等の変更を登記によって把握することを想定しない制度とすることを前提とする」と述べられている。

また、実際には、同一の取引に基づく債権のなかで、金銭債権と非金銭債権の区別が容易でない、または両者が複合している場合がある。さらに、非金銭債権について、譲渡契約書等に確定日付を付す案は、第三者対抗要件としての公示性に欠けるという問題もある。これらの点に関して、中間試案の補足説明では、「金銭債権以外の債権についても、対抗要件を登記に一元化することの当否も今後の検討課題となり得る」と述べられている。

次に、乙案は、債権譲渡の対抗要件から、債務者の承諾をすべて外すという提案である。これについて、中間試案の概要では、次のように説明されている。「乙案は、特例法上の対抗要件と民法上の対抗要件とが併存する関係を維持した上で、民法上の第三者対抗要件について、確定日付のある証書による通知のみとするものである。債務者をインフォメーション・センターとする対抗要件制度を維持するとしても、債務者の承諾については、第三者対抗要件としての効力発生時期が不明確であるという指摘のほか、債権譲渡の当事者ではない債務者が譲受人の対抗要件具備のために積極的関与を求められるのは、債務者に不合理な負担となることが指摘されている。乙案は、このような指摘に応える方策として、確定日付のある証書による債務者の承諾を第三者対抗要件としないこととするものである。」

このように、中間試案では、事務当局による概要と補足説明を含め、債務者が承諾を迫られる不利益が強調されているが、債務者には、承諾をする義務がある訳ではない。逆に、債務者が積極的に承諾することにより、債権者である関連会社等に融資をさせるような場合もあり得る。

また、手形レスの一括決済方式⁶⁸⁾である一括ファクタリングのように、債権者が多数、債務者と譲受人が各1名という場合に、現行民法の規定によれば、債務者から譲受人に対して1通の承諾書を出せば、全譲渡の対抗要件を具備できる。承諾を対抗要件から外すと、こうした便宜が失われることになる。もっとも、この点に関して、補足説明では、「譲受人が譲渡人から基本契約において代理権を受領した上でまとめて通知をすれば、簡易に対抗要件を具備することができることに違いはなく、不都合は生じないとの指摘もある」と述べられている。

さらに、現在では、債務者の承諾があることによって、譲渡担保の場合を含め、債権を安心して譲り受けられるという取引実務が成立している。それに対し、承諾をすべて対抗要件から外すと、債権譲渡取引への信頼性が低下し、そうした手段による資金調達が阻害される懸念がある。

このように、甲案・乙案ともに、理論的な整合性はともかく、主に取引実務上の観点から、少ながらぬ難点がある。それよりは、現行の制度を基本的に維持しながら、債権譲渡登記制度・システムの改善を地道に図っていく方が現実的ではないかと考えられる^{69) 70)}。その点で、中間試案のなかで、「第三者対抗要件及び権利行使要件について現状を維持するという考え方がある。」という記述が（注）になっているのは、適切とはいえない。現状維持案も相応に有力であったのであれば、丙案として、甲案・乙案と併記すべきである。

中間試案に対するパブリック・コメントでは、債権譲渡の対抗要件制度に関して、甲案・乙案への賛成意見より、(注)とされた現状維持案への賛成意見が多数を占めた。一方、2013年7月、法制審議会部会での第3ステージの審議の冒頭で、債権譲渡に関する検討が行われた。その際の部会資料⁷¹⁾では、中間試案の甲案で非金銭債権について提示されていた「譲渡契約書その他の譲渡の事実を証する書面に確定日付を付したもの」を債権譲渡の対抗要件とする考え方を、金銭債権と非金銭債権に共通の第三者対抗要件として採用するという案が、甲案の別案として提示された。

この別案は、二重譲渡の発生後の優劣判定基準としては優れている。しかし、確定日付を付した書面のような公示性に乏しい対抗要件制度では、債務者が知らないままに債権譲渡が行われることになるため、現状以上に債権譲渡の安全性が損なわれ、二重譲渡などが増加しかねないと懸念される。

こうした部会でのこれまでの議論を踏まえ、その後、債権譲渡の対抗要件制度に関して、新たな立法提案が提示された⁷²⁾。A案は「債権を譲渡した事実を譲渡人又はその指定する者が、公証人又は郵便認証司に対して申述した日時を証明するための行為をすることを第三者対抗要件」とし、その証明された日時の先後で対抗関係の優劣を決するという考え方である。また、B案は「法人を譲渡人とする将来債権の譲渡について、第三者対抗要件を登記に一元化する」という考え方である。

A案によれば、債権譲渡が競合した場合の対抗関係の優劣を、譲渡の事実を申述した日時の先後によって判断することができ、その日時について、信頼性の高い証拠が存在する制度となる。そのため、債権譲渡の当事者ではない債務者が、インフォメーション・センターとしての負担（複数の通知の有無と到達の先後の判断、譲受人からの照会への回答）を負うという、現行制度の問題点を解消することができると思われる。この制度は、公証人または郵便認証司が、日付だけでなく、時間まで証明することを前提とするが、そうした制度の採否および詳細については、今後の検討課題となる。

B案は、資金調達目的の債権譲渡の多くが法人を譲渡人とし、将来債権譲渡を対象に含むものであることから、債権譲渡登記に一元化する対象を、そうした債権譲渡（金銭債権と非金銭債権を含む）に限定するものである。ただ、その場合には、将来債権譲渡と既発生の債権譲渡の対抗要件を区別することの当否と理由などが、今後の検討課題となる。

A案は、現在の債権譲渡登記制度を引き続き併存させることを前提とするが、B案を採用したうえで、B案によって第三者対抗要件が登記に一元化されない債権の譲渡については、A案を採用することも考えられる。その意味で、この両案は両立し得る考え方である。

このように、部会での審議において、債権譲渡の対抗要件制度に関して、様々な立法提案が行われてきたが、いずれも一長一短であり、議論は収斂しなかった。これを受けて、要綱仮案の「第19 債権譲渡 3 債権譲渡の対抗要件（民法第467条関係）」では、「債権の譲渡（現に発生していない債権の譲渡を含む。）は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。」とされた。すなわち、将来債権譲渡について明記されたものの、現状の民法第467条第1項の規律が維持される結果となった。今後は、前述したとおり、債権譲渡登記について、債権の特定方法の煩雑さなどの改善が課題となる。

6. 債権譲渡に関する論点

6.1 電子記録債権と債権譲渡取引⁷³⁾

電子記録債権は、民法に基づく指名債権、手形法に基づく手形債権などと並び、電子債権記録機関の電算システム上の記録原簿に記録することによって発生し譲渡される、新類型の金銭債権として、電子記録債権法（2008年12月施行）により誕生した。既存の手形（約束手形、為替手形）には、紙媒体であることによる運送・保管コストや、紛失・盗難リスクが伴うほか、印紙税負担の問題もある。また、売掛債権の譲渡には、債権の存在等を確認するコストや、二重譲渡のリスクなどのデメリットがある。電子記録債権は、こうした手形や売掛債権の利用に伴う課題を解消することによって、企業の資金繰りの円滑化などに寄与すると期待されている。

2009年から2010年にかけて、三つのメガバンク系の電子債権記録機関⁷⁴⁾が、先行して業務を開始した。これらは、主にメガバンクの取引先である大企業を対象とする一括ファクタリング（前述した手形レスの一括決済方式）の電子記録債権化や、約束手形の代替機能などで、一定の導入実績を挙げてきている。

2013年2月18日、全国銀行協会が設立した、全銀電子債権ネットワーク（でんさいネット）が、全国491の金融機関の参加を得て開業した。でんさいネットでは、保証記録の要求や支払不能処分制度（手形の不渡処分制度に相当）の導入など、手形並みの安全性が付与されているほか、指名債権と異なり、譲渡禁止特約がなく（業務規程レベルで特約を排除でき）、対抗要件具備も不要である。中小企業を含む利用企業は、参加金融機関を通じて、広範な事業者と電子記録債権を利用した取引が可能となっている。2014年12月末現在、でんさいネットの利用登録企業数は約40万社、取扱債権残高は約20兆円となっている。

このように、でんさいネットの利用登録企業数は順調に増加している一方、実際の活用状況を示す発生記録請求件数は、その2割弱にとどまっている。その背景としては、①導入のメリットについて、参加企業の理解が不足していること、②会計処理との連携等のシステム対応の遅れから、大企業の利用があまり進んでいないこと、③地方公共団体が公共工事の発注などに利用する動きがほとんどみられないこと、④メガバンク系を含め、複数の電子債権記録機関が併存し、それぞれ提供するサービス内容や操作方法等が異なること、などが指摘されている。

従来、多数の中小企業（下請事業者）が大企業（親事業者）に部品等を継続的に納入し、その代金支払いのために、大企業が中小企業に約束手形を振り出すといった、企業間信用の授受が広く行われてきた。こうした取引は、各地の銀行協会が設置・運営する手形交換所で行われる手形交換として、日本銀行金融ネットワークシステム（日銀ネット）にリンクした金融機関間の決済システムにも組み込まれている。

これらが電子記録債権決済に代替されると、支払側の大企業にとっては、手形振出の手間の軽減、印紙税負担の除去、債権の存在・帰属の可視化などのメリットが得られる。一方、受取側の中小企業にとって、従来の手形割引に相当する資金調達が電子記録債権の譲渡によってできるほか、手形と異なり、電子記録債権金額の一部の分割譲渡也可能となる。これに加えて、現在の売掛債権等の譲渡担保に代わり、電子記録債権担保の機能が充実すれば、中小企業金融のためのメリットが増大する。これらについての企業の理解が進み、電子記録債権の利用が拡大していくれば、債権譲渡ファイナンスや商流ファイナンスが、一段と活性化・多様化することが期待される。

なお、決済システムの観点からみると、手形決済から電子記録債権決済への代替により、手形交換制度から全国銀行内国為替制度（全銀システム）による清算に移行する⁷⁵⁾。ただし、日銀ネット上での金融機関の日銀当座預金口座間での振替により最終的に決済される点では、現状と変わらない。

電子記録債権は、金額が確定しており、支払いの保証があり、移転をトレースできるなどの点で、担保の対象として優れた特性を有している。ただし、電子記録債権は、制度上、記録原簿への記録によって発生するため、すべて既発生債権であり、指名債権の場合と異なり、将来債権は電子記録債権になり得ない。

一方、将来債権譲渡担保による融資において、譲渡担保の目的とされた当該将来債権について、個別債権の具体的な発生段階で、債務者が電子記録債権での支払いを望むケースが増えてくると予想される。その場合に、従来の指名債権を対象とする将来債権譲渡担保（A B L <アセット・ペースト・レンディング>等を含む）の仕組みを、電子記録債権にどのように接合・調和させるか、ということが問題となる。

このようなケースで、将来債権の譲受人が債権譲渡登記により第三者対抗要件を具備している場合、具体的に発生した債権の債務者は、原因債権の譲渡について通知を受けておらず、その事実を知らないことが多い（債務者にサイレントで行われる債権譲渡）。その状態で、原因債権譲渡の譲渡人を債権者とする電子記録債権が発生することになる。

そこで、将来債権譲渡担保の譲受人である融資者としては、こうした状況を想定して、権利確保策を講じておくことが必要になる。これは、従来、将来債権譲渡担保に供されている原因債権について、手形が振り出された場合と同様である。具体的には、「当該債権が電子記録債権で支払われる場合には、それを速やかに回収して融資者に回金する」、「当該電子記録債権を必ず融資者である金融機関に譲渡する」、「当該電子記録債権を他者に譲渡しない」といったコベナンツ（誓約）を整備・徹底することが求められる。

これに関連して、判例によると、手形が振り出された場合には、債務者（振出人）は、譲受人からの原因債権の支払請求に対し、「手形と引換えに支払う」という抗弁をすることができる。それに対応して、電子記録債権が発生している場合には、債務者は「電子記録債権の抹消（支払等記録）と引換えに支払う」という抗弁ができることになる。そこで、電子記録債権が第三者に譲渡されていると、原因債権の譲受人は、自ら電子記録債権の支払等記録はできないため、債権を回収できない一方、電子記録債権の譲受人は、期日が到来すれば支払いを受けることができる。

このように、電子記録債権が他者に譲渡されていると、原因債権の譲受人は、第三者対抗要件を具備していても、電子記録債権を抹消できない限り、弁済を受けられないことになる。こうした帰結は、それだけ、電子記録債権の取引の安全性が高くなるように、制度設計されていることを示しているともいえる。

前述した民法（債権関係）の改正に関する中間試案や要綱仮案での債権譲渡に関する提案や、その後の立法提案は、いずれも民法上の指名債権に関するものであり、民法の特別法といえる電子記録債権法上の電子記録債権については、直接取り上げられていない⁷⁶⁾。この点で、債権譲渡の対抗要件制度に関して、同じく民法の特別法である動産・債権譲渡特例法上の債権譲渡登記について、正面から論じられてきたのとは状況が異なる。

しかし、でんさいネットの運用が開始されてから2年近くが経過したこともあり、今後の企

業間取引・決済において、電子記録債権の利用が一層増加していくと予想される。上記の点以外にも、電子記録債権と債権譲渡取引に関しては、いくつかの特有の問題がある。これらについても、民法（債権法）改正をめぐる論点と並んで、今後検討していく必要があると考えられる。

6.2 ファイナンス・リースの法制化⁷⁷⁾

民法（債権関係）の改正に関する中間試案の「第38 賃貸借 15 賃貸借に類似する契約」は、(1) ファイナンス・リース契約、(2) ライセンス契約、という二つの類型の契約を取り上げており、そのうち、(1) は次のようにになっている。

(1) ファイナンス・リース契約

賃貸借の節に次のような規定を設けるものとする。

ア 当事者の一方が相手方の指定する財産を取得してこれを相手方に引き渡すこと並びに相手方による当該財産の使用及び収益を受忍することを約し、相手方がその使用及び収益の対価としてではなく当該財産の取得費用等に相当する額の金銭を支払うことを約する契約については、民法第606条第1項、第608条第1項その他の当該契約の性質に反する規定を除き、賃貸借の規定を準用するものとする。

イ 上記アの当事者の一方は、相手方に対し、有償契約に準用される売主の担保責任を負わないものとする。

ウ 上記アの当事者の一方がその財産の取得先に対して売主の担保責任に基づく権利を有するときは、上記アの相手方は、その当事者の一方に対する意思表示により、当該権利（解除権及び代金減額請求権を除く。）を取得することができるものとする。

(2) ライセンス契約（省略）

（注）上記（1）及び（2）のそれぞれについて、賃貸借の節に規定を設けるのではなく新たな典型契約とするという考え方、そもそも規定を設けないという考え方がある。

リース取引は、特定の物件の所有者である貸し手（リース会社）が、当該物件の借り手（ユーザー）に対して、合意された期間（リース期間）にわたり、これを使用収益する権利を与え、借り手は、合意された使用料（リース料）を貸し手に支払う取引である。我が国のリース取引は、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースに大別される。前者は、機械類等の物品を対象とする、フルペイアウト（貸し手であるリース会社は、リース料により、物品の取得費用と付随費用をほぼ全額<90%以上>回収）・中途解約不能のリースであり、後者は、それ以外のリースである。

民法（債権法）改正検討委員会の基本方針で、ファイナンス・リースの典型契約化、すなわち、現行民法に規定されている13の典型契約にファイナンス・リースを新たに追加する、という提言が行われた。法制審議会民法（債権関係）部会の中間論点整理では、ファイナンス・リースの典型契約化について、「（賛否両論等の様々な意見に留意しつつ）典型契約として規定することの要否や、仮に典型契約とする場合におけるその規定内容について、更に検討してはどうか。」とされた。これらに対し、中間試案の提案は、上記のとおり、ファイナンス・リースを民法の賃貸借の節に規定するというものである。

中間試案の事務当局による概要では、上記アについて、次のように説明されている。「ファイナンス・リース契約には様々な類型のものがあるため、その中にはユーザーがリース提供者に

支払う金銭が使用収益の対価と評価されるもの(賃貸借と評価されるファイナンス・リース契約)が存在するとの指摘がある一方で、ユーザーがリース提供者に支払う金銭が使用収益の対価とは評価されないものも少なくない(最判平成7.4.14民集49巻4号1063頁等参照)。ファイナンス・リース契約のうち後者の類型のものは、本文(1)アの契約に該当することになる。」

また、中間試案の概要では、上記(注)について、次のように述べられている。「使用収益の対価として賃料を支払うことは賃貸借の本質的な要素であるから、この要素を欠く契約を賃貸借に類似するものとして整理するのは相当でないこと、賃貸借の規定の一部の準用のみによって適切な規律を設けるのは困難であること等を根拠として、本文のような規定を賃貸借の節に設けるべきではないという考え方、そもそも本文のような規定を設けるべきではないという考え方があり、これらを(注)で取り上げている。」

前述のように、民法(債権法)改正検討委員会の基本方針以来、ファイナンス・リースの典型契約化等の法制化は、民法(債権法)の現代化の一つのシンボルとして、取り上げられてきた。ファイナンス・リースの重要性に関しては、①同事業が現代社会において重要な取引となっていること、②同契約の法的性質として、有償の物の利用契約と信用供与契約等の複合的性格に加え、リース会社・ユーザーの二当事者間契約でありながら、サプライヤーを含む三者間の関係を伴うなど、既存の典型契約の一つに解消されない独自性を有していること、③そうした法的性質の独自性について、学説・判例・実務が相当蓄積されてきていること、などの事情が指摘されている。しかし、ファイナンス・リースの重要性は、同契約の法制化の必要性に直結するものではない。

法制審議会部会での審議の過程で、法務省側から、ファイナンス・リースの法制化の意義について、「ファイナンス・リース契約に関する紛争が生じた際に、契約の認知のための手掛かりとなるカテゴリーを提供するという限度で、規定を置くことには意味がある」と説明されている。また、中間試案の補足説明でも、「民法の典型契約の機能の一つとして、社会に存在する様々な種類の契約について、その法的な分析を行うための出発点となる法概念を提供するという点が挙げられるが、ファイナンス・リース契約及びライセンス契約の現代社会における重要性に鑑みれば、これらの契約類型を独自の典型契約として規定するか、賃貸借に類似するものとして規定するかにかかわらず、民法に規定することには大きな意義があるとの指摘がされている」と述べられている。

ただ、中間試案の上記アのように、リース料がリース物件の使用収益の対価に当たるかどうかについては、観念的にはともかく、多様な個別の契約について、実質的に判断することは困難である。一方、多くのファイナンス・リースの場合、リース料総額は、リース物件の取得費用等に相当するとしても、同時に、契約期間中の使用収益の対価総額とも、概ね一致すると考えられる。そうであれば、観念的にも、使用収益の対価に当たるか否かにより、ファイナンス・リースを定義・分類することは、あまり適切とはいえない。

中間試案は、ファイナンス・リースの一定の類型を念頭に、任意規定としてのルールを提案しているに過ぎないともいえる。ただ、民法の規定には規範的な作用があるため、中間試案の内容が立法化された場合、リース取引の当事者は、すべての契約に際して、民法に規定されるファイナンス・リースに該当するかどうかなどについて、法的な確認を迫られることになる。

一方、現状では、リース事業協会による「リース契約書(参考例)」(1988年作成、2000年改訂)に、ファイナンス・リース契約の基本的な条項が網羅されており、当事者であるユーザー、サ

プライヤー、リース会社の権利義務が明確化されている。各リース会社が使用するリース契約書は、上記の「リース契約書（参考例）」に準拠しており、その内容は、経済界において、公正な商慣習法として定着している。

こうした現状において、中間試案の提案は、ファイナンス・リース契約の認知のための手掛かりとなるカテゴリー、または法的な分析を行うための出発点となる法概念を提供するというには、適切とはいえない。むしろ、そうした立法が行われると、取引実務において、規定の適用をめぐる無用の混乱が生じ、民間設備投資など、我が国の経済において重要な役割を果たしているリース取引を萎縮させかねない。中間試案は、ファイナンス・リースの独自の典型契約化からは方針を転換したもの、形式・内容ともに中途半端であり、法制化自体が自己目的化しているとの印象を否めない。（注）に記載されているとおり、そもそも規定を設けないという考え方の方が妥当と思われる。

中間試案の提案に関しては、これらその他にも、会計・税制度や各種法令との関係、倒産法におけるファイナンス・リースの取扱いなどの問題のほか、リース会社の資金調達面への影響も懸念される。すなわち、我が国の債権流動化・証券化において、ファイナンス・リースを中心とするリース債権は、前述の特定債権法以来、流動化・証券化のトライディショナル・アセット（伝統的な対象資産）であった。ファイナンス・リースの法制化により、リース取引の萎縮や実務の混乱が生じると、リース債権の流動化・証券化にも悪影響が及びかねない。そうなれば、米国発のサブプライムローン問題やリーマン・ショック（2008年9月）以降の世界金融危機以来、逆風を受けてきた流動化・証券化市場の再活性化の観点からも、望ましくないと考えられる。

ファイナンス・リースの法制化に関しては、前述したように様々な問題があり、批判も多かつたため、結局、民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案では、「第33 貸借」を含め、新たな規律の採用は見送られた。

7. おわりに

我が国の金融法制においては、銀行法、金融商品取引法、信託業法、保険業法、貸金業法等の各種業法などとは別に、金融取引に関する民事法・私法的なルールに特化して、包括的に規定した法律は存在しない。そのなかで、民法の財産法部分を構成する債権法は、担保物権法（第2編「物権」の一部）などと並び、いわば基本的な金融取引法としての性格も有している。その意味で、今回の約120年ぶりの実質的な大改正への取組みは、我が国の金融システムのフレームワークについて、私法的なルールの面から、広範に整備しようとするものもある。

民法（債権関係）の改正に関する中間試案や要綱仮案で取り上げられた項目のなかで、銀行・ノンバンク業務や資産流動化・証券化などの金融取引との関連性が高いのは、前述した債権譲渡や貸借に限らない。この他の主なものだけでも、例えば、錯誤（不実表示）、法定利率、保証債務、債権の消滅（弁済、相殺、更改）、契約交渉段階、約款・不当条項規制、消費貸借などを挙げることができる⁷⁸⁾。

しかし、これまでのところ、債権法改正に関する国民の関心が必ずしも高くないばかりでなく、経済学（金融論）の研究者の側からの研究・提言も、とても十分とはいえない。例えば、中小企業金融円滑化法（2009年12月施行）、貸金業法改正（2010年6月全面施行）に関する政策提言や、日本銀行法（1998年4月改正法施行）の再改正をめぐる最近の論議などと比べても、債権

法改正に関しては、経済学者にとって専門性と参入障壁が高いせいか、注目すべき提言等はほとんどみられない。今回の法改正は、国民生活や企業・金融取引に広範な影響を及ぼすにもかかわらず、現状では、関連の議論は、民法学者、弁護士、企業法務の専門家などの狭い法律家サークルや、一部業界の内部にとどまっているようにみえる。

本稿で主に検討した債権譲渡、とりわけ将来債権譲渡や対抗要件制度だけをとっても、今回、関連規定を整備することは、債権譲渡取引の安全の実現と倒産手続の円滑な遂行との利益の調和や、将来キャッシュフローを活用した多様な新しいファイナンス手法の発展などに、大きな影響を与えるものである。しかも、こうした広範な債権譲渡ファイナンスは、従来、正面から認識・議論されることは少なかったものの、法制度等のインフラ整備に支えられ、また様々な金融技術の革新と高度化を伴いながら、金融システムにおける重要性を徐々に高めつつある。

この機会に、金融システム・取引に関わる制度設計という観点に立って、理論と実務、法と経済の両面から、学際的な研究と政策提言が広く行われていくことが期待される。また、筆者自身、本稿で試みた「債権譲渡ファイナンスの法と経済学」から、さらに「金融システムの法と経済学」を目指して、今後も研究を進めていきたいと考えている。

注

- 1) ①山田誠一「債権法の重要な論点II 債権譲渡——譲渡禁止特約、および、将来債権の譲渡について」、『法学教室』No.394（2013年7月）、②中舎寛樹「金銭債権の回収（5）～（7） 債権譲渡（1）～（2）、証券的債権の譲渡・債務引受け・契約上の地位の譲渡」、『法学セミナー』No.709～No.711（2014年2月～4月）「基礎トレーニング 債権法」第28回～第30回、③河上正二「債権債務の移転（1）～（4）——債権の譲渡（その1）～（その3）、債務引受け・契約上の地位の移転」、『法学セミナー』No.718～No.721（2014年11月～2015年2月）「債権法講義〔総則〕」第31回～第34回、④池田真朗『債権譲渡の研究〔増補2版〕』（弘文堂、2004年12月）を参照。特に④は、我が国の指名債権譲渡の対抗要件に関する民法の規定の沿革などの本格的研究を含む、基本的な文献である。
- 2) 「債権」という用語は、明治時代の民法典の制定過程（注3参照）において、フランス語のdroit de créanceの訳語として造語された。この間の経緯については、高橋良彰「翻訳語「債権」の成立」、山形大学『山形大学紀要（社会科学）』第45巻第1号（2014年7月）を参照。
- 3) 我が国の民法典は、債権譲渡に関する基本的な規律について、フランス民法典（1804年制定）から、いわゆるボワソナード旧民法典を経て現行民法へ、というプロセスで継承した。一方、ドイツ民法では、債権譲渡に関して対抗要件主義が採用されておらず、当事者間の契約だけで債権譲渡を第三者にも主張できるが、善意の（譲渡を知らなかつた）債務者を個別に保護する方式が採られており、フランス民法とは規定の基本構造が全く異なる。なお、米国統一商事法典では、債権譲渡の登録（UCCファイリング）を一種の対抗要件としている。
池田真朗・前掲書（注1④）を参照。
- 4) 明治時代初期の我が国では、債権譲渡の自由を認めず、債務者の承諾を必要とする太政官布告（1876年＜明治9年＞）が存在し、債権の自由譲渡性を前提とする旧民法が批判され、いわゆる民法典論争の論点の一つとなつた。
- 5) 近年の世界各国の民法典では、債権譲渡に加え、債務引受けや、契約上の地位の移転（契約譲渡）に関する規定を有するものが大勢となっている。この点で比較法的にみると、我が国の現行民法は、現状では遅れた立法となっている。一方、近時の金融取引等の実務において、債務引受け、契約譲渡とともに広く普及してきている（前者として、後述する手形レスの一括決済方式としての併存的債務引受け方式、後者として、賃貸借契約の目的不動産の譲渡や、預託金会員制ゴルフクラブの会員権譲渡など）。また、債権譲渡、債務引受け、契約譲渡が混在する問題（いわゆるグレーゾーン金利に係る貸金業者への過払金返還請求訴訟と、貸金業者の企業再編をめぐる紛争など）も発生している。この間に発展した判例・学説も踏まえて、後述する民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案では、「第19 債権譲渡」に加え、「第21 債務引受け」と「第22 契約上の地位の移転」に関する規律が盛り込まれた。

池田真朗「債務引受けと契約譲渡——世界の立法動向と我が国の課題——」、『金融法務事情』No.1999

(2014年8月) を参照。

- 6) 近年では、対抗要件という用語の本来の意味を重視して、第三者対抗要件（譲り受けた債権について、他の競合債権者（二重譲受人等）などに対し、優先して弁済を受ける地位にあることを主張（対抗）するための要件）と、権利行使要件（譲り受けた債権について、債務者に履行を請求するための要件）とを区別し、債務者対抗要件に代わり、（対債務者）権利行使要件の語を使うことが多くなってきてている。後述する民法（債権関係）の改正に関する中間試案等でも、そうした用語法が用いられている。
- 7) 指名債権の二重（多重）譲渡の場合、判例（最判昭和49.3.7民集28巻2号174頁）では、確定日付のある通知が債務者に到達した日時、または確定日付のある承諾の日時の先後によって、優劣が決まるとしている（到達時説）。
- 8) 指名債権譲渡の第三者対抗要件を定める民法第467条2項については、判例・学説ともに、強行規定であると解されている。一方、債務者対抗要件を定める同条1項については、債務者保護およびインフォメーション・センターとしての債務者の役割の観点をめぐって、任意規定か強行規定かの理解が分かれているが、近年の学説では、第三者対抗要件と同様に、強行規定と解する見解が有力となっている。三林宏「債権譲渡の対抗要件規定と強行規定性」、『法律時報』85巻12号（2013年11月）を参照。
- 9) 日本銀行のマネーストック（旧マネーサプライ）統計上、現金通貨（銀行券発行高+貨幣発行高）は、預金通貨（当座預金、普通預金等の要求払預金）とともに、最も流動性が高く、中核的な通貨供給指標であるM1を構成する。
- 10) 貸付債権の移転の方法として、債権譲渡のほか、ローン・パーティシペーション（loan participation）、すなわち参加契約も用いられている。これは、債権譲渡における譲受人に当たる参加人（participant）が、譲渡人に当たる銀行等（lender）から、その保有する貸付債権が生み出す経済的利益を取得し、原債務者に係る信用リスクを負担する見返りとして、その貸付債権の現在価値に相当する代金を銀行等に支払う契約である。ローン・パーティシペーションは、経済的效果としては、指名債権譲渡とほぼ同様に金融取引の性格を有するが、法的には、債権譲渡の場合と異なり、債権者の地位が移転しないため、対抗要件等の問題も生じない。
- 11) 民法の債権譲渡法理や手形法を中心とする債権流通法に関して、企業・金融実務を踏まえて、ファイナンスという観点から包括的に解説したうえ、電子（記録）債権法の展望を行った著作として、大垣尚司『電子債権——経済インフラに革命が起きる』（日本経済新聞社、2005年10月）を参照。
- 12) 高木仁・高月昭年『入門 日本の金融機関』（東洋経済新報社、2000年4月）を参照。
- 13) ファクタリング（factoring）は、20世紀初頭に米国で始まり、1960年代に欧州諸国にも普及した。我が国では、1970年代以降、銀行の関連会社がファクタリングを行うようになり、近年では、金融機関の周辺業務ないしノンバンク（預金等を受け入れずに、資金の与信業務を行う企業）の業務の一環として、普及・定着してきた。
- 14) 手形割引の対象となった約束手形（割引手形）は、振出人と割引依頼人という複数の手形債務者が存在するうえ、概ね手形期間が短く、商品流通の裏付けもあるため、信用度や流通性が相対的に高い。
- 15) 貸付（ローン）債権の移転のための流通（セカンダリー）市場は、欧米では、1990年代から拡大してきた。我が国でも、2001年に日本ローン債権市場協会（J S L A）が設立された。近年、我が国の貸付債権の流通市場での取引規模は、正常債権で年間1～2千件、合計2～4兆円、不良債権で同2～3千件、1～2兆円程度で推移しており、その大半で指名金銭債権譲渡の手法が用いられている。シンジケート・ローンの場合、通常、債権譲渡の手続きが予め契約で規定されており、債権を譲り受けた金融機関が、事後の協調融資團に加わることも予定されている。
①村本修「シンジケートローンの取引形態と諸課題へのJ S L Aの取組み」、『金融法務事情』No.1948（2012年6月）、②森下哲朗「ローン債権の移転」、『ジュリスト』No.1471（2014年9月）を参照。
- 16) 米国では、1989年に設立されたR T C（整理信託公社）が、破綻したS & L（貯蓄貸付組合）が保有していた債権等の資産を迅速に処理・換金するため、公開入札方式でバルクセールを多用し、不良債権処理を図る民間金融機関も追随した。我が国では、バブル経済崩壊後の1990年代後半から、銀行等の民間金融機関による不良債権売却が本格化し、外資系の「ハゲタカ・ファンド」なども買い手となつた。当初の不良債権売却の多くは相対方式であったが、近年では、入札方式も増えてきている。
- 17) 「債権譲渡ファイナンスの法と経済学」という論題は、筆者の著書『証券化の法と経済学』（N T T出版、初版2004年6月、増補新版2009年12月）と共に問題意識に立ちながら、証券化を含む債権譲渡ファイナンスに、考察の対象と内容を一層拡充しようとする意図を示している。
- 18) 筆者による本稿に先行する論文として、①高橋正彦「証券化とオリジネーター破綻をめぐる諸論点」、証券経済学会『証券経済学会年報』第47号（2012年7月）、②高橋正彦「金融取引としての債権譲渡と民法改正」、横浜経営学会『横浜経営研究』第33巻第3号（2012年12月）、③高橋正彦「金融取引としての債権譲渡・証券化と民法改正」、リース事業協会『資産流動化に関する調査研究報告書』第8号（2013

年3月), ④高橋正彦「債権譲渡ファイナンスと金融システム」, 横浜経営学会『横浜経営研究』第34巻第4号(2014年3月), ⑤高橋正彦「証券化と債権譲渡ファイナンス」, リース事業協会『資産流動化に関する調査研究報告書』第9号(2014年3月), ⑥高橋正彦「将来債権の証券化をめぐる諸問題」, 証券経済学会『証券経済学会年報』第49号(2014年7月)などがある。

これらの中では, ③・⑤の論文を報告論文として, 筆者は学会報告(日本金融学会大会<2013年5月26日>「ファイナンスから見た民法改正」, 証券経済学会大会<2013年6月16日>「将来債権の証券化をめぐる諸問題」, 日本金融学会大会<2014年5月25日>「債権譲渡ファイナンスと金融システム」, 証券経済学会大会<2014年6月15日>「証券化と債権譲渡ファイナンス」)を行った。本稿は, 前稿であるこれらの論文をもとに, 最新の内容を盛り込み, さらに大幅に加筆・修正したものである。

- 19) 前稿と本稿の作成にあたり, 井上聰氏(弁護士, 長島・大野・常松法律事務所), 小野傑氏(弁護士, 西村あさひ法律事務所), 有吉尚哉氏(同), 鶴岡勇誠氏(同), 片岡義広氏(弁護士, 片岡総合法律事務所), 高松志直氏(同), 佐藤正謙氏(弁護士, 森・濱田松本法律事務所), 安孫子勇一氏(近畿大学教授), 原田喜美枝氏(中央大学教授), 中島真志氏(麗澤大学教授), 伊藤隆康氏(明治大学教授), 江夏あかね氏(野村資本市場研究所), 江川由紀雄氏(新生証券), 加藤建治氏(リース事業協会)から, 個別論点に関して, 親しくご教示をいただいた。ここに記して感謝を申し上げる。
 - 20) ①池田真朗「債権譲渡に関する判例法理の展開と債権譲渡取引の変容——危機対応型取引から正常業務型資金調達取引へ」, 同『債権譲渡の発展と特例法——債権譲渡の研究 第3巻——』(弘文堂, 2010年4月)第1章, ②小林秀之・中山裕人「債権譲渡をめぐる今日的諸問題と課題~なぜ, いま債権譲渡なのか」, 『事業再生と債権管理』No.129(2010年7月)「特集 現代取引社会における債権譲渡の法務と課題 第1章 総論」を参照。
 - 21) 1990年代初頭のバブル崩壊後の金融機関の破綻処理などについては, 高橋正彦「預金保険制度の歴史と基本的課題」, 預金保険機構『預金保険研究』第14号(2012年5月)を参照。
 - 22) 金融制度調査会答申, 「我が国金融システムの改革について——活力ある国民経済への貢献——」(1997年6月)等に示された方向性に沿って, 「(日本版)金融ビッグバン」と呼ばれる金融システム改革が行われた。これと併行して, 13省庁等による共同勉強会である「新しい金融の流れに関する懇談会」の「論点整理」(1998年6月)で, 我が国の金融システムは, 従来型の銀行中心の間接金融から, 資本(証券)市場がより大きな役割を果たす, 市場型間接金融に移行していくことが望ましい, という共通認識が示された。また, 金融担当大臣の私的懇談会である「日本型金融システムと行政の将来ビジョン懇談会」の報告書, 「金融システムと行政の将来ビジョン——豊かで多彩な日本を支えるために——」(2002年7月)でも, 「産業金融モデル」(従来型・相対型の銀行中心の預金・貸出による資金仲介)に対し, 「市場金融モデル」(価格メカニズムが機能する市場を通ずる資金仲介)の役割がより重要になるという意味で, 市場機能を中心とした複線的金融システムを再構築すべきである, という方向性が確認された。こうした流れは, 本文に記述した一連の立法に続き, 「日本版金融サービス法」ともいえる, 証券取引法等の改正による金融商品取引法(2007年9月全面施行)の制定や, その後の累次にわたる同法改正などにつながってきている。
 - 23) (注15)を参照。
 - 24) (注5)を参照。
 - 25) ①高橋正彦「証券化と金融法制」, 同『増補新版 証券化の法と経済学』(NTT出版, 2009年12月, (注17)で前出)第2章, ②高橋正彦「証券化」, 『法学教室』No.377(2012年2月)を参照。
 - 26) 当時, 我が国で債権流動化・証券化を行ううえで, オリジネーター(原債権者)からSPVへの債権譲渡に係る譲渡禁止特約の存在と並び, 対抗要件の問題が実務上の大きな障害となっていた。流動化・証券化において, 対抗要件の具備は, 後述する真正売買性や倒産隔離性などを実現するために, 重要な要件とされている。しかし, 流動化目的で多数の債権を一括譲渡する場合, そうした取引を想定していない民法上の対抗要件, 特に第三者対抗要件を個別に具備することは, 事務的に煩瑣で費用も嵩み, 実務上, ほとんど不可能であった。
- 特定債権法による公告制度は, 銀行法による銀行の会社分割または事業譲渡の公告, 保険業法による保険契約の移転の公告や, 米国の統一商事法典上の登録(UCCファイリング, (注3)を参照)などを参考したものである。同制度は, 公告により, 確定日付のある証書による通知(民法第467条)があったものとみなされる(法的に擬制される)ことによって, 債務者・第三者対抗要件とともに具備できるという, みなしがれ対抗要件制度であった。
- 公告制度に対しては, 民法学者等から, 次のような批判があった。①公告が公示の機能を十分に果たし得るか, また, 書面(電子情報)の閲覧により, 二重のアクセスが必要になることの負担をどう考えるか, ②二重譲渡等の場合に, 民法上の通知・承諾と公告(時間的に1日の幅を持つ)との競合・優劣関係の問題をどう処理するか, ③異議をとどめない承諾(民法第468条)として, 債務者が原債権

者に対して有していた抗弁権（反対債権による相殺の抗弁等）が、債務者の知らないうちに切断される結果になるのは、民法の考え方と整合的でなく、妥当でないのではないか。④公告の対象範囲は一定のリース・クレジット債権に限られており、債権譲渡の対抗要件としては、限定的な制度にとどまっているのではないか。

ただ、特定債権法は、公告制度を導入する反面で、原債務者保護に配慮して、一定の権利調整規定を設けた。また、抗弁権の切断に関して、特に相殺の抗弁については、債務者が原債権者（リース・クレジット会社等）に対して、反対債権を有することは稀であることもあり、上記のような批判が現実問題となることはほとんどなかった。この点については、銀行からの借入人が当該銀行に預金を行う（債務者が反対債権を有する）場合が少くないこととは事情が異なる。結果的に、特定債権法は、公告制度の導入等により、我が国の債権流動化・証券化に大きなブレイクスルーをもたらし、この分野でのフロントランナー立法の役割を果たした。

神田秀樹・能見善久「債権流動化と債権譲渡の対抗要件」、日本銀行金融研究所『金融研究』第15巻第2号（1996年4月）を参照。

- 27) 債権譲渡特例法による債権譲渡登記の流動化・証券化目的での利用に際しては、次のような問題点があった。①リース・クレジット債権の場合、民法上の通知・承諾、特定債権法上の公告、債権譲渡登記という3種類の債権譲渡の対抗要件が並立するため、これらの競合の問題が避けられないほか、二重譲渡等を防ぐための確認も煩雑化する（債権譲渡登記の電算システムには、二重譲渡等を自動的にチェックする機能は備えられておらず、公告のシステムとの互換性もない）。②原債務者保護の観点から、債権譲渡登記だけでは、公告と異なり、第三者対抗要件しか具備できないため、後述する証券化のオリジネーターの破綻等によるリスクの保全としては不十分であり（別途、債務者対抗要件具備のため、登記事項証明書を交付した通知が必要）、原債務者による相殺等の抗弁も切断できない。
- 28) 特定債権法とともに公告制度も廃止されたが、その後も、法人の指名金銭債権譲渡の対抗要件として、民法上の通知・承諾と動産・債権譲渡特例法上の債権譲渡登記が並立する状況が続いている。
- 29) ①池田真朗・前掲論文、②小林秀之・中山裕人・前掲論文（ともに注20）、③「将来債権の譲渡に関する問題点」、西村総合法律事務所編『ファイナンス法大全（下）』（商事法務、2003年10月）第7章第3節2（2）を参照。
- 30) 診療報酬債権とは、保険者（全国健康保険協会、健康保険組合等）が、関連法（健康保険法等）に基づいて行う療養の給付（保険診療行為）等の費用について、保険医療機関（医療法人等）に対して支払すべき費用（診療報酬）に係る債権（指名金銭債権）をいう。同債権の債権者は、健康保険の被保険者ではなく、保険医療機関である。同債権の債務者は、本来、保険者であるが、保険者から診療報酬の請求に対する審査・支払いの委託を受けた、国民健康保険団体連合会（公法人）または社会保険診療報酬支払基金（特殊法人）（両者を併せて基金等）は、判例（最一小判昭和48.12.20民集27巻11号1594頁）により、保険医療機関に対して直接、療養給付等の費用の支払義務を負うものとされたため、基金等が債務者として取り扱われている。

診療報酬債権は、保険診療行為が行われた時に発生する。保険医療機関は、毎月、発生した1か月分の診療報酬債権につき、基金等に対して、診療報酬明細書（レセプト）等により請求する。基金等は、請求内容を審査したうえ、返戻または減額となっていない診療報酬債権の支払いを行う。同債権は、通常、発生時から2～3か月間で回収されることになる。このように、診療報酬債権は、公的な健康保険制度に基づき、定常的に発生・回収を繰り返し、債務者の信用力も高いため、保険医療機関の資金調達のための担保・裏付債権として適している。

こうした診療報酬債権に一括して譲渡担保を設定し、銀行等から資金調達を行う場合、譲渡担保設定時の対象となる診療報酬債権としては、通常、①既発生・請求済み、②既発生・未請求、③未発生（将来債権）という、各段階の債権が混在することになる。ただ、個別の債権は隨時、③→②→①と移行していく。譲渡担保権の実行時点では、既発生で実際に回収可能な債権が実行・換金対象となる。

診療報酬債権を活用した保険医療機関の資金調達手段として、近年では、債権譲渡担保による借りとともに、真正売買形態の債権流動化・証券化も併用されている。その場合、上記の①・②・③の債権を1年分SPCに一括譲渡し、ABL（アセット・バックト・ローン）・ABS（資産担保証券）・エクイティ（匿名組合出資）によって、資金調達を行うことが一般的である。ABL・ABS・匿名組合の組成にあたり、各弁済順位を優先（シニア）・中間（メザニン）・劣後に位置付けるとすると、購入する債権は、その発生リスク等の程度を考慮し、それぞれ、既発生債権、既発生・期近の将来債権、期先の将来債権などとなる。

保険医療機関側からみると、譲渡担保は通常の銀行等からの借入れの一種であるが、流動化・証券化については、収入源である診療報酬債権を真正譲渡することもあり、限界的な資金調達手段と認識されている場合もある。一方、銀行等（特に地域金融機関）にとって、保険医療機関自体に融資を

行うより、ABLプログラム用のSPCを利用して、同種の債権を集めて流動化し、信用補完により高い外部格付を取得できれば、融資額を維持しつつ、バーゼル・自己資本比率規制上も、メリットを享受できる。ABSについては、私募形式で、主に一般投資家（個人）に販売されており、定期預金より利率の高い金融商品として、一定のニーズがある模様である。

最近では、診療報酬債権と類似の性格を有する介護給付費債権（保険者が介護保険法に基づいて行う保険給付のうち、実質的な現物給付によることができるものについて、介護事業者に対して支払うべき費用に係る債権）についても、債権譲渡担保や流動化・証券化による資金調達が行われている。

橋本円「診療報酬債権流動化の概要と介護給付費債権流動化への応用」、『事業再生と債権管理』No.139（2013年1月）を参照。

- 31) 不動産等の資産への投資や、企業（事業部門）の合併・買収（M&A）などに際して、対象資産や企業（株式）の買取価格を算定する場合、それらの資産・企業が将来安定的に生み出すと予想される収益ないしキャッシュフローをもとに、一定の還元（割引）率で現在価値に割り引くという、DCF（discounted cash flow）法が用いられることが多い。そこで、将来キャッシュフローを予想する場合、そのもとになる債権が法的に既発生か未発生かについては、通常、明確には意識されず、債権の発生リスクと信用リスク等は、キャッシュフローの実現リスク（不確実性）として、連続的に認識・考慮されることが多いのではないかと考えられる。
- 32) 本章の記述にあたって、主に以下の文献を参照した。①川上嘉彦「英国型事業証券化の日本への導入とその利用可能な局面についての再考察」、西村あさひ法律事務所・西村高等法務研究所編『西村利郎先生追悼論文集 グローバリゼーションの中の日本法』（商事法務、2008年10月）、②池田真朗「ABL等に見る動産・債権担保の展開と課題——新しい担保概念の認知に向けて」、同『債権譲渡の発展と特例法——債権譲渡の研究 第3巻——』（弘文堂、2010年4月）第16章、③池田真朗「ABLの展望と課題——そのあるべき発展形態と「生かす担保」論」、同『債権譲渡の発展と特例法——債権譲渡の研究 第3巻——』（弘文堂、2010年4月）第17章、④大矢一郎・福田政之・柳川元宏・月岡崇「震災復興・日本再生のための証券化取引の可能性——レベニュー債、事業証券化、中小企業向け貸付債権・PFI貸付債権の証券化——」、『商事法務』No.1939（2011年8月）、⑤大矢一郎「将来債権譲渡に関する立法論の動向と証券化に対する影響——インフラ・ファイナンスとしての可能性と立法論——」、流動化・証券化協議会『SFJ Journal』Vol. 6（2012年8月）、⑥福田政之「震災復興と証券化・流動化取引の可能性」、流動化・証券化協議会『SFJ Journal別冊 証券化市場の活性化に向けて』（2012年12月）、⑦浅見祐之「証券化市場縮小の現状～再拡大への模索～」、流動化・証券化協議会『SFJ Journal別冊 証券化市場の活性化に向けて』（2012年12月）、⑧山本健一・武内則史「固定買取制度下におけるメガソーラー・プロジェクトに関する法的論点の整理——プロジェクト・ファイナンスとファンド組成の観点から——」、流動化・証券化協議会『SFJ Journal』Vol. 7（2013年8月）、⑨福島隆則・中内康浩「PPPにおける資金調達ストラクチャー」、不動産証券化協会『ARES 不動産証券化ジャーナル』Vol. 5（2012年2月）、⑩深浦厚之「証券化に期待される役割——震災復興と証券の機能——」、不動産証券化協会『ARES 不動産証券化ジャーナル』Vol. 7（2012年5月）、⑪福島隆則・小塙真弓「レベニュー債を活用したインフラファイナンスの可能性」、不動産証券化協会『ARES 不動産証券化ジャーナル』Vol.11（2013年2月）、⑫鈴木哲也「茨城県エコフロンティアかさま レベニュー信託について」、不動産証券化協会『ARES 不動産証券化ジャーナル』Vol.15（2013年10月）、⑬日本銀行金融機構局金融高度化センター「金融高度化セミナー「中小企業金融の多様化に向けた電子記録債権等の活用」」（2013年4月24日）資料、⑭日本銀行金融機構局金融高度化センター「商流ファイナンスに関するワークショップ第1回「商流・金流結合の可能性を探る」」（2013年7月10日）資料、⑮日本銀行金融機構局金融高度化センター「商流ファイナンスに関するワークショップ第2回「売掛債権を活用したファイナンス」」（2013年7月29日）資料、⑯日本銀行金融機構局金融高度化センター「商流ファイナンスに関するワークショップ第3回「電子記録債権のファイナンスへの活用」」（2013年9月4日）資料、⑰日本銀行金融機構局金融高度化センター「商流ファイナンスに関するワークショップ第4回「貿易金融における新たな取組み」」（2013年10月11日）資料、⑱日本銀行金融機構局金融高度化センター「商流ファイナンスに関するワークショップ第5回「商流情報の活かし方」」（2013年12月10日）資料、⑲日本銀行金融機構局金融高度化センター「商流ファイナンスに関するワークショップ報告書」（2014年2月）、⑳江夏あかね「第三セクター等改革推進債の現状と課題——求められる市場と向き合う努力——」、野村資本市場研究所『野村資本市場クォータリー』2013 Spring、㉑江夏あかね「米国におけるレベニュー債の発展と日本への示唆」、日本財務管理学会『年報財務管理研究』第25号（2014年5月）、㉒栗田口太郎「ABLの積極的活用に関わる近時の諸動向」、『事業再生と債権管理』No.140（2013年4月）、㉓森俊彦・久保田清「ABLを通じて中小企業の革新や事業再生を後押ししていく 政府・日銀の諸施策や新成長戦略もABLの活用を推奨」、『金融財政事情』2014年9月22日号。

- 33) クレジットカード債権やキャッシング債権の信託方式での流動化スキームでは、セラー受益権とインベスター受益権を組成し、前者をオリジネーターが保有し、後者を投資家に販売することが多い。これは、将来債権の流動化というより、債務者（会員）によるクレジットカードやキャッシングの利用の都度、キャッシュフローが変動する債権の流動化のための仕組み（キャッシュフローの変動リスクをセラー受益権で吸収）といえる。
- 34) 同じ ABL という用語でも、アセット・バケット・ローン (asset-backed loan) は、ABS (asset-backed securities) と同様、真正売買形態の証券化に類するものの、証券発行ではなく、投資家からのノンリコース・ローン（企業自体のリスク負担を伴わず、対象資産の信用力のみを引当てとする借り入れ）の形態で資金調達を行う手法であり、譲渡担保借入（貸出）に属するアセット・ベースト・レンディングとは意味が異なる。

資産流動化法上の「特定目的借入れ」は、アセット・バケット・ローンの意味での ABL に相当するものであり、同法上の ABS である資産対応証券の発行と並び、同法により、一連の行為としての「資産の流動化」に含めて定義されている。また、この意味での ABL の一種として、ローン部分がシンジケート・ローンの形態をとるものを、特に ABSL (asset-backed syndicated loan) と呼ぶことがある。

こうした ABL は、ABS と並び、資産流動化・証券化の中心的なアイテムであり、例えば、前述した診療報酬債権の流動化などの実務でも、両者は併用されている。しかし、金融商品取引法（2007年9月全面施行）第2条の有価証券の定義規定において、ABS（資産流動化法上の特定社債券など）が1項有価証券（証券・証書が発行される、本来の有価証券）であるのに対し、ABL（同法上の特定目的借入れなど）は、2項のみなし有価証券（証券・証書が発行されない、有価証券表示権利ないし一定範囲内の権利）にもなっていない。これは、両者の経済実態での共通性より、証券とローン（貸付）債権という法的形式に引きずられた結果ではないかと考えられる。

①高橋正彦「証券取引法、金融商品取引法と有価証券概念」、同『増補新版 証券化の法と経済学』（NTT出版、2009年12月）補章第4節、②高橋正彦「有価証券概念の拡大と限界——証券取引法から金融商品取引法へ——」、横浜経営学会『横浜経営研究』第28巻第3・4号（2008年3月）、③高橋正彦「有価証券概念の変遷と問題点」、横浜経営学会『横浜経営研究』第30巻第1号（2009年6月）を参照。

- 35) 財務省の法人企業統計調査（2012年度）によると、我が国企業の保有資産のうち、在庫と売掛金は295兆円で、土地の175兆円を大きく上回っている。しかし、前述したように、従来、金融機関の融資の担保は、土地等の不動産担保が中心であり（地域金融機関の場合、融資の担保の9割超が不動産担保）、診療報酬債権等を除き、債権譲渡担保などは、あまり活用されていなかった。
- 36) 動産譲渡登記制度を利用して国内の ABL の第1号案件は、福岡県の海産物加工卸会社に対する商工組合中央金庫（商工中金）と福岡銀行との協調融資といわれる。両行は、同社への融資枠の設定に際し、昆布・煮干・海藻類などの商品在庫（集合動産）を譲渡担保にとり、動産譲渡登記を行った。さらに、同社の取引先に対する売掛債権を譲渡担保にとったうえ、幹事行である商工中金の口座に代金を集中して、その預金に質権を設定した（各担保は準共有）。これにより、売掛金の平均残高をベースに融資枠を決めることができたほか、貸出金利も、無担保融資より低く抑えられた。
- 本件の後にも、輸入ワイン、生醤油、野菜、果物、牛・豚等の家畜、建材、工作機械などを担保の対象とする、同様の動産担保融資案件が行われてきた。
- 37) ABL（アセット・ベースト・レンディング）により、借入企業にとって資金調達枠が拡大するとともに、金融機関側でも、担保とする動産や売掛債権のモニタリングを通じて、企業の経営実態をより深く把握することができ、信用リスク管理が強化される効果がある。これは、金融庁が地域金融機関に推奨してきた、リレーションシップ・バンкиング（地域密着型金融）の促進にも資すると期待される。ただ、企業側が金融機関に対し、積極的に情報提供を行わなければ、こうした ABL の機能は十分に発揮されないと指摘されている。

一方、全資産担保の性格を有する ABL により、他の金融機関にとっては、当該企業の担保の捕捉が困難化する面もある。そのため、ABL を実際に活用できるのは、地方銀行等をメインバンクとし、取引金融機関の少ない、地域の地場産業などの中小企業が中心になりやすい。

経済産業省のアンケート調査によると、我が国における ABL の市場規模を示す融資残高は、2012年度末で9,643億円、前年度末比3倍弱と、この時点では増加したものの、特殊要因による可能性もある。それでも、企業の借入金残高全体に占める割合は0.2%程度に過ぎず、米国での2割程度の水準と比べると大差があるが、それだけ、我が国の ABL 市場は発展の余地が大きいともいえる。

ABL の運用にあたっては、動産や売掛債権のモニタリングのコスト、担保評価のノウハウや、実効的な担保権実行の可能性などが、課題として指摘してきた。これらの点については、最近、モニタリング関連の様々なサービスを提供する業者や、動産鑑定の専門業者が活動しているほか、担保権

実行の実例も既にいくつか現れている。

- 38) 日本銀行が2010年6月に導入した、成長基盤強化を支援するための資金供給に、2011年6月、出資・ABL等向けの特別枠が設けられ、2014年2月には、さらに制度の拡充・延長が決定された。これは、従来の金利コントロールとは異なる、非伝統的金融政策の一環であるが、中央銀行のマクロ的金融政策というより、政府系金融機関による政策金融に近いという批判もある。これとも関連して、日本銀行は、最近、金融機構局金融高度化センターによる「金融高度化セミナー」や「商流ファイナンスに関するワークショップ」の開催等により、ABLの活用・普及などに向けた情報発信を行っている（注32⑯～⑰を参照）。

金融庁は、2013年2月5日、「ABL（動産・売掛金担保融資）の積極的活用について」という文書を発表した。そのなかで、金融検査マニュアルの運用明確化として、①一般担保要件の運用、②自己査定基準における担保掛け目、③電子記録債権の自己査定上の取扱い、④検査における検証方針、⑤ABLにより貸出条件緩和債権に該当しない場合について、それぞれ明確化を図っている。金融検査における取扱いの明確化は、金融機関にとって、ABLを積極的に活用するための支援材料になると考えられる。

経済産業省は、2013年3月11日、動産・債権担保融資（ABL）のためのモデル契約書（参考例）と、関連する法整備のあり方にに関する提案書を公表した。

政府の「金融・資本市場活性化有識者会合」は、2013年12月13日、金融版の成長戦略として、「金融・資本市場活性化に向けての提言」を公表した。そこで打ち出された諸施策のなかに、ABLの推進も含まれており、そうした取組みの必要性があらためて確認されている。

- 39) プロジェクトにおいて事業主体となる企業（親会社）が、ローン等の返済負担を負う（ローンの出し手から遡求される）かどうかにより、ノンリコース（・ローン）（非遡求）、リミテッドリコース（限定遡求）、フルリコース（全面遡求）という、段階的な相違がある。フルリコースの場合は、一般的な事業金融（コーポレート・ファイナンス）と同様に、特定資産に担保が設定されているかどうかにかかわらず、当該企業の資産全体が返済原資とされる。一方、ノンリコースの場合には、親会社は過大なリスク負担と多額の借り入れによる負債比率の上昇を回避でき、貸し手（レンダー）側としても、プロジェクトが健全で安定的な収益を見込めるものであれば、親会社の信用状態にかかわらず、融資を行えるというメリットがある。

- 40) 最近普及し始めている、大規模太陽光発電所（メガソーラー）事業等に基づく証券化やエコファンドなども、プロジェクト・ファイナンスの一種といえる。これらの事業は、2012年7月から実施されている、再生可能エネルギー（太陽光、バイオマス、風力、地熱、中小水力）による電力の固定価格買取制度に基づいている。買取期間は10～20年間、買取価格は設備の設置時から固定、買取原資は電力の利用者が賦課金として支払う。

こうした事業は、生み出されるキャッシュフローが安定している点で、プロジェクト・ファイナンスの対象として適している。ただ、メガソーラー設備でも、一定規模までのものは資金需要が大きくなく、プロジェクト単体ごとのファイナンスでは、固定費が割高となる。一方、大規模施設では、多くの場合、事業者の信用力が高いため、通常のコーポレート・ファイナンスでの資金調達が可能である。この間、証券化やプロジェクト・ファイナンスを活用した資金調達についても、多方面で検討されている。最近、メガソーラー事業へのノンリコース・ローンを裏付けとした信託型ABL（アセット・バック・ローン）が組成された（JAGメガソーラープロジェクトボンド信託1、2014年3月ABL実行）。

- 41) 従来、我が国で事業の証券化の対象となってきた、有料道路、駐車場、ゴルフ場、パチンコホールなどは、事業規模はともかく、いずれも日々の現金収入がある「日銭商売」で、ある程度、将来キャッシュフローを見通しやすいという共通点がある。

我が国における事業の証券化案件のなかでも、とりわけ大規模で著名な案件として、ソフトバンクによる英ボーダフォン日本法人の買収に伴って、2006年10月に行われた、ソフトバンクモバイルの携帯電話事業の証券化（調達額1兆4,500億円）がある。当時のソフトバンク・グループの財務体力では、巨額の買収資金を捻出するのは容易ではなかったと推察される。ただ、本件の事業証券化は、単なる資金調達手段にとどまらず、買収後の事業を安定させるファイナンスのノウハウを結集したものでもあった。本件は、その後、ソフトバンク・グループの信用力の向上などに伴い、通常のコーポレート・ファイナンスの形態にリファイナンスされた。

- 42) 米国のレベニュー債は、既に1世紀超の歴史を有し、2013年の発行額は地方債全体の6割程度を占めるなど、通常の一般財源保証債と比べても、大きな存在となっている。その制度上の背景には、発行体である地方公共団体の倒産時において、連邦破産法上、レベニュー債投資家に、一般債権者に対する優先権（先取特権）が与えられていることがある。一方、我が国の現行法制上、地方債や第三セクターの発行する債券の投資家に、そのような優先権を与える規定はない。

米国でのレベニュー債の償還原資となるべき事業収入は、債券発行時に明確に定義され、州法などで管理される各種基金により、会計上、一般会計や他の事業と区分される。また、起債による調達資金の使途も、コバナンツ（誓約）により、対象事業に特定される。このように、レベニュー債は、発行体である地方公共団体の一般財源に対してノンリコースとなる一方、当該地方公共団体は、投資家への元利払いに十分な資金を捻出できるように、事業を営むことを表明保証するという仕組みがとられている。さらに、1970年代以降、金融保証に特化したモノライン保険会社による地方債保証が普及したこと、格付機関による格付けの浸透と相まって、レベニュー債の投資家層の拡大に寄与した。しかし、2007年以降のサブプライムローン問題と金融危機のなかで、有力なモノライン保険会社が破綻したことから、地方債保証も落ち込んだ。

米国では、レベニュー債のほかに、特定のキャッシュフローを償還原資とする地方債として、T I F債（tax increment financing債券）も発行されている。これは、再開発のための区域を指定し、指定区域での新たな公共投資等による財産税増加額を当該地区の公共投資等の原資とするものである。T I F債は、英国でも2012年地方財政法を通じて導入されている。

- 43) 我が国におけるレベニュー債に類する資金調達への取組みの先駆的事例の一つとして、青森県道路公社が管理・運営する「みちのく有料道路」の案件がある。青森県有料道路経営改革推進会議は、2010年1月、同有料道路事業からの収入を弁済原資とする、長期のファイナンスを選択肢として提示した。具体的には、10年以上の料金徴収期間の延長を行ったうえで、将来発生する収入のキャッシュフローを償還原資として、プロジェクト・ファイナンス型の債券を発行して市場から資金調達し、残債務の弁済などに充当するというスキームである。これにより、従来の市中銀行借入に債務保証を行っている青森県にとって、財政健全化に資するメリットがあるとされた。

現状では、本件はまだ実現していない模様である。ただ、本件の構想は、我が国における事業の証券化の嚆矢とされる、三井観光開発（現・グランピースタホテル＆リゾート）が管理・運用する有料道路「熱海ビーチライン」の案件（2002年5月発行）を想起させる。事業主体が私企業か公社かの相違はあるものの、有料道路事業の通行料金収入として、将来発生するキャッシュフローを償還原資とする長期の資金調達手段という点で、両者は共通している。なお、熱海ビーチラインの証券化案件については、通行台数の減少により、リファイナンスが計画どおりに進まないという事態が生じている。

- 44) 茨城県が全額出資する第三セクターである、財団法人茨城県環境保全事業団が運営する廃棄物処理施設、「茨城県エコフロンティアかさま」による事業から、将来にわたって発生する、廃棄物処理委託料支払請求権（役務提供の対価としての一種の売掛債権）を裏付けとする、レベニュー信託が2011年6月に組成・発行された。我が国には社団・財団法人が債券を発行できる法制度がないため、信託受益権の形態がとられている。本件は、我が国における実質的なレベニュー債の第1号案件といえるが、真正譲渡（信託）型の将来債権の流動化・証券化スキームであり、金融技術としては、証券化手法を用いない米国のレベニュー債より進んでいる面もある。

本件の調達金額は100億円、調達金利は年2.51%、償還期間は原則24年以内とされている。資金調達コストは、従来の銀行借入（借入金利、年1.0%～1.4%）より増加したが、茨城県としては、損失補償を外せるうえ、10年間の繰延償還オプション料を加えたレートであることも考慮すると、満足できるレベルであると評価している。

- 45) 総務省自治財政局公営企業課「第三セクター等の抜本的改革に関する指針」（2009年6月23日）では、「特別な理由があるとき以外は第三セクター等の資金調達に関する損失補償は行うべきではなく、第三セクター等の資金調達方式としては、事業自体の収益性に着目したプロジェクト・ファイナンスの考え方を基本とするべきである」とが示されている。また、総務省は別途、「プロジェクト・ファイナンスの一つとして、レベニュー債の資金調達方法（信託方式を含む）は、特定の事業から得られる収益を償還財源とするものであり、事業の選択や運営管理の面から効果があるばかりでなく、地方公共団体の財政負担のリスクを限定することが可能となることから、第三セクター等の抜本的改革に資する有効な手段である」とも指摘している。ただし、これらは第三セクター等の資金調達方法に関するもので、地方公共団体自体によるレベニュー債の発行については言及されていない。

こうした総務省の認識に従えば、特定の事業から得られる収益なし将来キャッシュフローを償還財源とする、真正売買・ノンリコース型の資金調達方式という意味で、プロジェクト・ファイナンスが上位概念となり、そのなかに、レベニュー債（的資金調達方法）や事業の証券化が含まれると理解できる。それらと並び、将来キャッシュフローを対象とする、債権譲渡担保やABL（アセット・ベースト・レンディング）のような、譲渡担保・リコース型の金融取引まで含めれば、これらを包括する（将来）債権譲渡ファイナンスが、ここでの最上位概念となるといえる。

- 46) 今後、我が国にレベニュー債を本格的に普及させたためには、法制度や金融規制などの面で、次のような課題が存在する。①バーゼルⅡ・Ⅲの自己資本比率規制において、我が国の地方債（円建て、

標準的手法) のリスク・ウェイトはゼロとされているが、「特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く」との例外規定があり、レベニュー債はこれに該当するとみられる。前述した茨城県環境保全事業団のレベニュー信託が証券化商品として扱われると、同じ格付水準の法人等向けエクスポート・ジャマーに比べ、高いリスク・ウェイトが適用される。これは、バーゼル規制対象の金融機関が投資家としてレベニュー債を保有する際の障害となる。(2)米国のレベニュー債の場合と異なり、我が国の地方債には、発行体の倒産によるデフォルト(債務不履行)はないと解されているうえ、地方公共団体の債務の優先劣後関係も存在しない。そのため、地方公共団体自体がレベニュー債を発行するためには、倒産法制の見直しが必要となる可能性がある。(3)金融商品取引法上、地方債は国債とともに、情報開示に関する適用除外有価証券とされている。しかし、レベニュー債の場合には、通常の地方債と比べ、仕組みが複雑で新規性があるため、住民や投資家にきめ細かく開示・説明を行うことが求められると予想される。米国の地方債は、かつては情報開示の対象外であったが、現在は、証券取引所規則により、開示の仕組みが構築されている。

- 47) ①高橋正彦「証券化と倒産法制」、同『増補新版 証券化の法と経済学』(NTT出版、2009年12月)第3章、②高橋正彦「証券化と倒産隔離をめぐる理論状況」、日本証券経済研究所『証券経済研究』第53号(2006年3月)、③高橋正彦・前掲論文(注18①)を参照。
- 48) ドイツ証券の調査によると、我が国における2013年の証券化商品発行額(裏付資産別内訳)のうち、住宅ローン債権(57.4%)、クレジット債権(19.0%)、リース債権(6.2%)、消費者ローン債権(2.5%)だけで、全体の9割近くを占めている。
- 49) 真正売買性の判断基準となるファクターとして、①売買である旨の契約書上・当事者間の合意、②譲渡資産の特定性、③対抗要件の具備、④譲渡価格の妥当性、⑤リコース(譲渡資産の買戻し等)率の妥当性、⑥S P Cの独立性、⑦譲渡資産の会計上のオフバランス化、といった項目が挙げられてきた。総合判断として、これらのファクターが充たされるほど、真正売買に傾くことになる。
- 50) ①「真正売買に関する議論の整理と考察」、西村ときわ法律事務所編『ファイナンス法大全 アップデート』(商事法務、2006年2月)第5章第3節1、②高田裕之「極私的証券化論2001 第1回~第22回」、『金融財政事情』2013年9月30日~2014年3月31日を参照。
- 51) カバードボンドの概要、国際比較、我が国の現状と課題などについては、①中川秀宣・成本治男「日本法下におけるストラクチャード・カバードボンドに係る法的論点」、流動化・証券化協議会『SFJ Journal』Vol. 6(2012年8月)、②植田利文「日本におけるカバードボンドに関する立法論的考察」、流動化・証券化協議会『SFJ Journal別冊 証券化市場の活性化に向けて』(2012年12月)、③江川由紀雄・有吉尚哉「韓国カバードボンド法案の概要と日本版カバードボンド法への期待」、『金融法務事情』No.1969(2013年5月)を参照。
- 52) 小野傑・鶴岡勇誠「流動化・証券化と債権譲渡～真正譲渡に関する近時の動向について」、『事業再生と債権管理』No.129(2010年7月)「特集 現代社会における債権譲渡の法務と課題 第3章 実務編」を参照。
- 53) 本章の記述にあたって、主に以下の文献(著書、論文、パブリック・コメント等)を参照した。①井上聰「金融取引から見た債権譲渡法制のあり方」、『金融法務事情』No.1874(2009年8月)「金融法学会第26回大会資料 5」、②井上聰「金融取引から見た債権譲渡法制のあり方」、金融法学会『金融法研究』第26号(2010年4月)「シンポジウム 債権法改正と金融取引 報告5」、③井上聰「将来債権譲渡法制のあり方」、『事業再生と債権管理』No.129(2010年7月)「特集 現代社会における債権譲渡の法務と課題 第5章 今後の制度設計と課題」、④佐藤正謙・小林卓泰・栗生香里「債権譲渡②—倒産手続開始後に発生した債権に対する将来債権譲渡の効力」、『NBL』No.923(2010年2月)「企業取引実務から見た民法(債権法)改正の論点 第3回」、⑤池田真朗「民法(債権法)改正における論点・課題—債権譲渡に係る規定を中心に—」、流動化・証券化協議会『SFJ Journal』Vol. 2(2010年1月)、⑥池田真朗「民法(債権法)改正と債権流動化—譲渡禁止特約と将来債権譲渡に関する法制審議会部会の「検討事項」の分析を基礎に—」、リース事業協会『資産流動化に関する調査研究報告書』第6号(2010年11月)、⑦池田真朗「債権譲渡に関する民法(債権法)改正の問題点—対抗要件と将来債権譲渡についての法制審議会部会資料を基にした検討—」、『慶應法学』第19号(2011年3月)「テーマ企画—民法(債権法)改正に向けて(その1)」、⑧池田真朗「民法(債権関係)改正中間試案への対応提言—債権譲渡を素材に—」、『銀行法務21』No.755(2013年3月)、⑨池田真朗「民法(債権関係)改正—要綱案へ向けさらに外部意見の表出を—」、『銀行法務21』No.762(2013年9月)、⑩池田真朗「民法(債権関係)改正—要綱仮案へ向け立法論の原点確認を—」、『銀行法務』No.771(2014年4月)、⑪奥国範「債権譲渡に関する民法(債権法)改正の問題点—対抗要件制度と将来債権譲渡について—」、『慶應法学』第20号(2011年8月)「テーマ企画—民法(債権法)改正へ向け(その2)」、⑫山本和彦「債権法改正と倒産法(上)」、『NBL』No.924(2010年3月)、⑬

山本和彦「将来債権の流動化とオリジネータの倒産」、流動化・証券化協議会『SFJ 金融・資本市場研究』第2号（2010年10月）、⑭金融法委員会「金融実務における債権譲渡に関する論点——「債権法改正の基本方針」を踏まえた論点整理——」（2010年6月8日）、⑮金融法委員会「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」に対するパブリック・コメント（2011年8月1日）、⑯金融法委員会「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」に対する意見（2013年6月17日）、⑰片岡義広「民法（債権法）改正の動向と流動化・証券化——流動化・証券化協議会における対応と今後の課題——」、流動化・証券化協議会『SFJ Journal』Vol. 2（2010年1月）、⑱赤沼洋「民法改正ワーキング・グループによる債権法改正に係る意見書（中間論点整理）の概要」、流動化・証券化協議会『SFJ Journal』Vol. 3（2010年8月）、⑲流動化・証券化協議会「民法改正ワーキング・グループ」「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」に対する意見、流動化・証券化協議会『SFJ Journal』Vol. 6（2012年8月、意見の日付は2011年8月1日）、⑳片岡義広・高松志直「民法（債権関係）の改正に関する中間試案と流動化・証券化——流動化・証券化協議会における対応のまとめ——」、流動化・証券化協議会『SFJ Journal』Vol. 7（2013年8月）、㉑松岡久和・岡正晶「対談 債権譲渡等、消滅時効、債権の消滅」、『ジュリスト』No.1456（2013年7月）「特集 民法（債権関係）の改正に関する中間試案をめぐって」、㉒伊藤達哉「将来債権譲渡にかかる債権法改正中間試案の解釈論の検討」、『NBL』No.1005（2013年7月）、㉓有吉尚哉「債権法改正の最新動向——債権管理・債務管理に関わる論点を中心に」、『事業再生と債権管理』No.142（2013年10月）、㉔岡正晶・高山崇彦・中原利明・松尾博憲・山野目章夫「座談会 債権法改正の審議の経過と残された課題」、『金融法務事情』No.1986（2014年1月）、㉕伊藤眞「債権譲渡法制の改正と倒産法——倒産法研究者の視点から——」、『金融法務事情』No.1990（2014年3月）、㉖和田勝行「将来債権譲渡担保と倒産手続」（有斐閣、2014年3月）、㉗小林信明・杉山悦子・中森亘・長谷川卓・山本克己「座談会 倒産法制の展望」、『金融法務事情』No.2000（2014年8月）、㉘瀬川信久編著『別冊NBL No.147 債権法改正の論点とこれからの検討課題』（商事法務、2014年10月）、㉙山野目章夫「要綱仮案にみる改正項目の概要」、『金融法務事情』No.2004（2014年10月）、㉚岡本雅弘・中原利明・三上徹・山野目章夫「パネルディスクッション 債権法改正と金融実務への影響」、『金融法務事情』No.2004（2014年10月）、㉛小堀太郎「債権譲渡」、『法律時報』Vol.82 No.12（2014年11月）、㉕伊藤達哉「将来債権譲渡に係る民事法改正の課題——反社会的勢力の資金源遮断の観点から」、『NBL』No.1037（2014年11月）、㉖川邊光信「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案」と「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」の相違点——パブリックコメントはどこまで反映されたか——」、『金融法務事情』No.2005（2014年11月）。

- 54) 経済活動に関わる民事・刑事の基本法制について、明治時代以来の抜本的な法改正を集中的に行っていくという、法務省の2001年度からのプログラムもあって、近年、「大立法時代」とも呼ばれるように、重要な法改正等の法制整備が行われてきている。その主な成果が、民事再生法・会社更生法・破産法等の倒産法制、会社法、保険法、信託法、電子記録債権法などである。さらに、金融（業）法の分野でも、銀行法、金融商品取引法、信託業法、保険業法、貸金業法、割賦販売法、特定商取引法、資金決済に関する法律など、多くの法改正・制定が行われている。今回の民法（債権法）改正は、こうした大立法のなかで、一つの区切りともなるべき、極めて基本的で重要な法改正といえる。
- 55) 民法（債権法）改正検討委員会編『別冊NBL No.126 債権法改正の基本方針』（商事法務、2009年5月）を参照。相前後して、同委員会以外にも、学者や弁護士等によるいくつかの研究会などから、民法改正に関する意見・提言書が公表されている。
- 56) ①法務省民事局参事官室「民法（債権関係）の改正に関する中間試案（概要付き）」（2013年3月）、②法務省民事局参事官室「民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明」（2013年4月）を参照。
- 57) ①内田貴「民法（債権関係）改正の背景と法制審議会の審議状況」、『NBL』No.980（2012年7月）「シンポジウム 債権法の未来像 基調講演1」、②筒井健夫「民法（債権関係）の改正に関する中間試案について」、『商事法務』No.1995（2013年4月）、③筒井健夫「民法（債権関係）改正の中間試案に至る審議経緯」、『ジュリスト』No.1456（2013年7月）「特集 民法（債権関係）の改正に関する中間試案をめぐって」、④筒井健夫「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案」の決定と今後の予定」、『NBL』No.1034（2014年9月）を参照。
- 58) 法務省民事局参事官室「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理の補足説明」（2011年5月）を参照。
- 59) 法制審議会民法（債権関係）部会第45回会議（2012年4月17日開催）での検討資料、「民法（債権関係）部会資料37 民法（債権関係）の改正に関する論点の検討（9）」を参照。
- 60) 大矢一郎・福田政之・柳川元宏・月岡崇・前掲論文（注32④）を参照。
- 61) 山本和彦・前掲論文（注53⑫・⑬）を参照。
- 62) 複数年にわたる将来債権譲渡の有効性を肯定した判例（前述の最三小判平成11.1.29）では、一般論と

して、次のように述べられている。「契約締結時における譲渡人の資産状況、右当時における譲渡人の営業等の推移に関する見込み、契約内容、契約が締結された経緯等を総合的に考慮し、将来の一定期間に内に発生すべき債権を目的とする債権譲渡契約について、右期間の長さ等の契約内容が譲渡人の営業活動等に対して社会通念に照らし相当とされる範囲を著しく逸脱する制限を加え、又は他の債権者に不当な不利益を与えるものであると見られるなどの特段の事情が認められる場合には、右契約は公序良俗に反するなどとして、その効力の全部又は一部が否定されることがあるというべきである。」

このような基準はかなり曖昧であるうえ、その適用対象が将来債権譲渡一般なのか、特定の類型に限られるのかも不明確であり、実務上、将来債権譲渡取引に対する萎縮効果を生じさせている。こうした取引の法的安定性を高める観点からは、できれば明文の規定により、基準をなるべく具体化することが望ましいと考えられる。

- 63) 最近、倒産法学者の立場から、将来債権譲渡の倒産手続開始後の効力に関して論じたものとして、伊藤眞・前掲論文（注53②）を参照。同論文では、前述した民法（債権関係）の改正に関する中間試案の「第18 債権譲渡 4 将来債権譲渡（4）」の規律を前提として、第三者対抗要件を具備した将来債権譲渡が、倒産手続開始後に発生する債権に及ぶかどうかは、手続機関としての再生債務者（民事再生手続の場合）等が、中間試案の上記規律による「譲渡人以外の第三者」に当たるか、また、「譲渡人からその契約上の地位を承継した第三者」に当たるかの解釈に係るとする。そのうえで、破産管財人や再生債務者等が破産者や従前の再生債務者の「地位を承継する」という、判例・講学上で使用される表現については、倒産手続開始決定の効果としての管理処分権の交代という意味であり、これを実体法上の地位の承継とみなすかどうかは、倒産法の目的などを考慮して決定されるべき事項であるとする。

こうした「倒産法の目的」は、かなり抽象的であり、判断の基準としては、さらに具体化することが必要と考えられる。また、契約上の地位の承継をもって、将来債権譲渡の効力の範囲を画するという考え方自体が、民法（債権法）改正に向けて、採用されないことになった。それでも、民法と倒産法が交錯する、ここでの論点を掘り下げるためには、上記の「地位の承継」などの意味を深く検討することが、一つの手掛かりになるものと思われる。

- 64) 中間試案に対するパブリック・コメントとして、団体から194団体、個人から469名の意見（数字は速報値）が寄せられた。
- 65) 法制審議会民法（債権関係）部会第83回会議（2014年2月4日開催）での検討資料、「民法（債権関係）部会資料74A 民法（債権関係）の改正に関する要綱案のたたき台（8）」を参照。
- 66) 池田真朗・前掲論文（注53⑧・⑨・⑩）を参照。
- 67) 2013年5月24日、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（いわゆるマイナンバー法）が成立した。政府は、社会保障・税・災害対策の各分野で、2016年1月からの番号利用開始を目指している。
- 68) 一括決済方式は、大企業が多い親事業者と中小企業が多い下請事業者との間の買掛・売掛け金の決済について、手形決済に代わる一括型で効率的な方式として考案されたものであり、1986年に導入され、その後、順調に拡大してきた。下請代金支払遅延等防止法に関する公正取引委員会の通達によれば、この方式は、「親事業者、下請事業者及び金融機関の間の約定に基づき、下請事業者が債権譲渡担保方式又はファクタリング方式若しくは併存的債務引受方式により金融機関から当該下請代金の額に相当する金銭の貸付け又は支払を受けることができることとし、親事業者が当該下請代金債権又は当該下請代金債務の額に相当する金銭を当該金融機関に支払うこととする方式」と定義されている。これらのうち、ファクタリング方式は、下請事業者から親事業者向けの売掛債権を金融機関（銀行の子会社等）が買い取るという、債権譲渡の形態がとられる。
- 69) 最近、債権譲渡登記に関して注目を集めた事案として、日本振興銀行をめぐる債権の二重譲渡の問題がある。2004年に、中小企業向け貸付と定期預金の受入れを主な業務として開業した日本振興銀行は、業務の拡大を図るために、2009年2月に経営破綻した大手ノンバンク（商工ローン業者）のSFCG（旧・商工ファンド）等から、約2,000億円の貸付債権を買い取っていた。ところが、SFCGは、同行のほか、債権流動化による資金調達のために、信託銀行3行にも、約18,000件の貸付債権を二重譲渡していた。2010年7月、当該債権の帰属をめぐって争われた、信託銀行との間の2件の民事訴訟の東京地方裁判所判決で、債権譲渡登記の優劣により、日本振興銀行側が敗訴した。これが引き金となり、同年9月に同行は経営破綻し、我が国では初めて、預金の定額保護（ペイオフ）による破綻処理が行われた。

前述のように、債権譲渡登記の電算システムには、二重譲渡等を自動的にチェックする機能は備えられていない。日本振興銀行のケースでは、同登記に係る登記事項証明書の確認が不十分であるなど、同行の杜撰な業務体制が問題を大きくした。ただ、本件では、債権譲渡登記における各債権の特定方法がたまたま同一であったため、二重譲渡の判別は比較的容易であった。同登記では、様々な債権の

特定方法が許容されている反面で、二重譲渡・登記の照合に手間がかかり、取引段階での公示機能に支障を来す懸念もある。この点に関して、前述の中間試案の概要と補足説明でも、債権譲渡登記における債権の特定方法の見直しなどの改善の必要性に言及されている。

日本振興銀行の破綻処理については、高橋正彦・前掲論文（注21）を参照。

- 70) 債権譲渡登記制度の改善提案として、鈴木龍介「債権譲渡登記制度試案——新たな制度設計のたたき台として」、『NBL』No.1018（2014年2月）を参照。
- 71) 法制審議会民法（債権関係）部会第74回会議（2013年7月16日開催）での検討資料、「民法（債権関係）部会資料63 民法（債権関係）の改正に関する要綱案の取りまとめに向けた検討（1）」を参照。この会議には、外部委託の実態調査結果である「債権譲渡の対抗要件制度等に関する実務運用及び債権譲渡登記制度等の在り方についての調査研究報告書」と、これを補完する趣旨で事務局が行った調査の結果である「債権譲渡の対抗要件制度に関する実態調査の結果報告」なども提出されている。
- 72) 法制審議会民法（債権関係）部会第83回会議（2014年2月4日開催）での検討資料、「民法（債権関係）部会資料74B 民法（債権関係）の改正に関する要綱案の取りまとめに向けた検討（10）」を参照。
- 73) ①池田真朗「電子記録債権による資金調達の課題と展望」、『金融法務事情』No.1964（2013年2月）、②池田真朗「「でんさいネット」開業から1年、電子記録債権の現状と展望」、『金融ジャーナル』No.689（2014年2月）、③松本康幸「「でんさいネット」の参加金融機関業務と利用者対応上の留意点」、『金融法務事情』No.1964（2013年2月）、④松本康幸「「でんさいネット」開業にあたって」、全国銀行協会『金融』2013年2月号、⑤全銀電子債権ネットワーク『「でんさいネット」の仕組みと実務』（2012年9月）、⑥全銀電子債権ネットワーク「「でんさいネット通信 第1回～第5回」」、『金融法務事情』No.1980～No.2004（2013年10月～2014年10月）（連載中）、⑦諸江博明「「でんさいネット」開業から1年を振り返って」、全国銀行協会『金融』2014年3月号、⑧日本銀行金融機構局金融高度化センター・前掲資料（注32⑯・⑯・⑯・⑯）、⑨日本銀行『決済システムレポート 2012-2013』（2013年10月）を参照。
- 74) 三菱東京UFJ銀行系の「日本電子債権機構（JEMCO）」（2009年7月開業）、三井住友銀行系の「SMBC電子債権記録」（2010年7月開業）、みずほ銀行系の「みずほ電子債権記録」（2010年10月開業）。
- 75) 当分の間、手形決済が電子記録債権決済に完全に代替されるとは考えられず、紙の手形も残る予想されるため、手形交換制度についても、規模を縮小しながら維持していかざるを得ない。現物の手形交換から効率化・省力化を図るべく、手形交換システムの電子化（チェック・トランケーション）などを進める必要があると考えられるが、現状では実現していない。
- 76) 民法（債権関係）の改正に関する中間試案では、指名債権という概念は用いられていない。ただ、中間試案の補足説明で、同概念が民法以外の法律で用いられている例として、動産・債権譲渡特例法とともに、電子記録債権法に言及されている。
- 77) ①難波謙治「ファイナンス・リース契約」、『別冊NBL No.142 非典型契約の総合的検討』（商事法務、2013年4月）、②リース事業協会「民法（債権法）改正・ファイナンス・リースの法制化の動向」、リース事業協会『月刊リース』第41巻11号（2012年11月）、③リース事業協会「民法（債権関係）の改正に関する中間試案について」、リース事業協会『月刊リース』第42巻4号（2013年4月）、④リース事業協会「「民法（債権関係）の改正に関する中間試案（第38貸借）」に対する提言」、リース事業協会『月刊リース』第42巻6号（2013年6月）、⑤高橋正彦「リース会計基準の改訂と証券化への影響」、リース事業協会リース総合研究所『リース研究』第2号（2006年3月）を参照。
- 78) 青山大樹・松田悠希「民法（債権関係）改正に関する中間試案の公表」、森・濱田松本法律事務所『STRUCTURED FINANCE/BANKING BULLETIN』2013年4月号を参照。

[たかはし まさひこ 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授]

[2014年11月30日受理]